

官報号外

昭和五十一年五月十一日

○第七十七回 衆議院会議録 第十七号(一)

昭和五十一年五月十一日(火曜日)

議事日程 第十四号

昭和五十一年五月十一日

午後一時開議

第一 海洋汚染防止法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

第二 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案
(内閣提出)

一 国有鐵道運賃法及び日本国有鐵道法の一部を改正する法律案
(内閣提出)の趣旨説明

第一 海洋汚染防止法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 海洋汚染防止法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

日程第二 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案
(内閣提出)

一 国有鐵道運賃法及び日本国有鐵道法の一部を改正する法律案
(内閣提出)の趣旨説明

第一 海洋汚染防止法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

日程第一 海洋汚染防止法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案
(議院運営委員長提出)

國會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律
の一部を改正する法律案
(議院運営委員長提出)

昭和五十一年五月十一日 衆議院会議録第十七号(一) 海洋汚染防止法の一部を改正する法律案

国会における各会派に対する立法事務費の交付
に関する法律の一部を改正する法律案(議院
運営委員長提出)

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置
かれる支部図書館及びその職員に関する法律
の一部を改正する法律案(議院運営委員長提
出)

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規
程案(議院運営委員長提出)

国有鐵道運賃法及び日本国有鐵道法の一部を改
正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑
の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説
明

○議長(前尾繁三郎君) これより会議を開きま
す。

午後一時三十分開議

日程第一 海洋汚染防止法の一部を改正する
法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第一、海洋汚染防止
法の一部を改正する法律案を議題といたします。
委員長の報告を求めます。運輸委員長中川一郎
君。

海洋汚染防止法の一部を改正する法律案及び同
報告書
〔本号〕に掲載

〔中川一郎君登壇〕

○中川一郎君 ただいま議題となりました海洋汚
染防止法の一部を改正する法律案につきまして、
運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告
申し上げます。

本案は、海域において大量の油の排出または大
規模な火災による重大な災害が発生している最近
の実情に鑑み、海上災害からの国民の生命、
身体及び財産の保護に資するため、油の排出また
は海上火災による海上災害及びこれに伴う船舶交
通の障害を防止するための措置を講ずるととも
に、あわせて海上災害の発生及び拡大の防止に関
する業務を行なう海上災害防止センターの設立に
ついて定めようとするものであります。その主
な内容は、

第一に、危険物の排出により海上火災が発生す
るおそれがあるとき、または海上火災が発生した
ときは、船長等は、海上保安庁の事務所に通報
し、かつ応急措置を講じなければならないことと
するとともに、海上保安庁長官は、現場の海域に
おける火器の使用制限、船舶の進入の中止命令、
火災が発生した船舶その他の財産の処分等を行な
う

ことができることを命ずることができ、また、
緊急に海上火災等による船舶交通の危険を防止す
る必要が認められるときは、当該周辺の海域を航
行する船舶の航行を制限し、または禁止すること
ができることを命ずることといたしております。

第三に、一定の大きさ以上のタンカーが主要な
湾内、内海等を航行する場合は、船舶所有者は油
回収船等を配備しなければならないことといたし
ております。

第四に、海上災害の防止に関する業務を行う海
上災害防止センターを、運輸大臣の認可により設
立することができることとし、海上保安庁長官
は、排出油の防除措置を緊急に講ずる必要がある
場合で、船舶所有者等に対しその措置を命ずるい
とまがない場合等においては、海上灾害防止セン
ターに対し、その措置を講すべきことを指示する
ことができることをいたしております。

以上のほか、海上保安庁と消防機関との間の連
絡及び消防活動に関する協力、海上保安庁長官に
よる排出油防除計画の作成、タンカーの所有者に
よる排出油防除協議会の設置等について所要の事
項を定めることとし、また、本法の目的を改める
とともに、題名を海洋汚染及び海上災害の防止に
関する法律に改めることといたしております。

本案は、二月二十六日本院に提出され、三月三
日本委員会に付託となり、四月二十三日政府から
提案理由の説明を聽取し、同日及び五月七日質疑
が行われ、同七日採決の結果、本案は全会一致を
もって原案のとおり可決すべきものと議決した次
第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。
本案は委員長報告のとおり決するに御異議あり

ませんか。

「異議なし」と呼ぶものあり」

○謹長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○謹長(前尾繁三郎君) 日程第一、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。社会労働委員長熊谷義雄君。

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号(二)に掲載〕

○熊谷義雄君 ただいま議題となりました労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

○謹長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○謹長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

第一に、労災保険の目的を拡充し、業務災害及び通勤災害に対する保険給付とあわせて、被災労働者の福祉の増進のための事業を行おうとするもので、その主な内容は、

第一に、長期療養の開始後一年六ヶ月を経過しても治らない病状の長い長期療養者に対して、従来の長期傷病補償給付に加えて、引き続き療養補償給付を行うとともに、障害等級第一級から第三級ま

での障害補償年金の額に準ずる額の傷病補償年金を支給すること。

第三に、年金給付の額のスライドの要件である賃金水準の変動幅を改善すること、社会保険給付との調整について、その方法を改善整備すること、

第四に、同一の事由による他の社会保険給付との調整について、その方法を改善整備すること、

第五に、事業所ごとの災害率による保険料の調整幅の限度を拡大すること。

第六に、昭和三十五年三月三十日以前に打切補償費の支給を受けた者についての年金額の減額等の措置を廃止すること。

第七に、特別加入の拡充その他所要の規定の整備を行うこと。

第八に、船員保険について、労災保険法の改正に準じた改正を行うこと。

本案は去る二月二十七日付託となり、昨日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○謹長(前尾繁三郎君) 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

本案は去る二月二十七日付託となり、昨日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○謹長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○謹長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

第一に、地方財政法等の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号(二)に掲載〕

○三塚博君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。

第一に、昭和五十一年度分の地方交付税の総額について特例を設けるとともに、社会福祉の向上、教育の充実等に要する財源の確保を図るために、普通交付税の算定に用いる単位費用を改定することといたしております。

第二に、昭和五十一年度に限り、地方財政法等の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、委員

長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○謹長(前尾繁三郎君) 三塚博君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○謹長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

本案は去る二月二十二日本委員会に付託され、同

日福田自治大臣から提案理由の説明を聴取し、四月二十八日には参考人の意見を聴取するなど、本

案はもとより、地方財政全般にわたって熱心に審査を行いました。

五月七日本案に対する質疑を終了しましたが、本日、日本社会党及び公明党から、地方交付税率の引き上げ、第二交付税の創設等を内容とする修正案が提出され、井岡委員及び林委員から、それ

ぞれその趣旨説明を聴取いたしました。

次いで、討論を行いましたところ、自由民主党

を代表して左藤委員は、本案に賛成、兩修正案に反対、日本社会党を代表して山田委員は、日本社

会党及び公明党提出の修正案に賛成、本案及び

本共産党・革新共同提出の修正案に反対、日本共

産党・革新共同を代表して多田委員は、日本共産

党・革新共同提出の修正案に賛成、本案に反対、

公明党を代表して小川委員は、日本社会党及び公

明党提出の修正案に賛成、本案及び日本共産党・革新共同提出の修正案に反対、民社党を代表して折小野委員は、本案及び兩修正案に反対の意見を述べられました。

採決の結果、兩修正案は賛成少数をもつて否決され、本案は、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に對して、自由民主党、日本社会

行うにつき必要とされる財源に充てるための地方債を起こすことができる」といたしてあります。

第三に、公営競技を行う地方団体の公営企業金融公庫に対する納付金の納付期間を延長するほか、新産業都市の建設、首都圏の近郊整備地帯の整備等に係る財政上の特別措置を引き続き講ずることといたしております。

本案は、四月二十二日本委員会に付託され、同

日福田自治大臣から提案理由の説明を聴取し、四月二十八日には参考人の意見を聴取するなど、本

案はもとより、地方財政全般にわたって熱心に審査を行いました。

五月七日本案に対する質疑を終了しましたが、本日、日本社会党及び公明党から、地方交付税率の引き上げ、第二交付税の創設等を内容とする修正案が提出され、井岡委員及び林委員から、それ

ぞれその趣旨説明を聴取いたしました。

次いで、討論を行いましたところ、自由民主党

を代表して左藤委員は、本案に賛成、兩修正案に反対、日本社会党を代表して山田委員は、日本社

会党及び公明党提出の修正案に賛成、本案及び

本共産党・革新共同提出の修正案に反対、日本共

産党・革新共同を代表して多田委員は、日本共産

党・革新共同提出の修正案に賛成、本案に反対、

公明党を代表して小川委員は、日本社会党及び公

明党提出の修正案に賛成、本案及び日本共産党・革新共同提出の修正案に反対、民社党を代表して折小野委員は、本案及び兩修正案に反対の意見を述べられました。

採決の結果、兩修正案は賛成少数をもつて否決され、本案は、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に對して、自由民主党、日本社会

官 報 (另 外)

和五十二年度を目途としての地方行財政制度の抜本的改革の実現、超過負担の完全解消措置、生活関連公共施設の国庫補助負担制度の拡充強化等を内容とする附帯決議を付することに決しました。次に、地方財政法等の一部を改正する法律案について、上梓させます。

本案の内容の第一は、地方財政法の一部改正に関する事項でありまして、耕土培养、家畜保健衛生所及び歯検定所に要する経費については、地方財政法第十条に定める国の負担対象経費から除くこととしたしております。

本省及び主要農作物等法によつて地方公共団体に対する国庫負担に関する規定の整備等を行なうこととしております。

第三回　日本委員会の問題を抱き、一連の事件が発生する。中、公営住宅の工事費についての国の補助率の特例に関する規定を削ることといたしております。本案は、三月三十一日本委員会に付託され、四

月二十二日福田自治大臣から提案理由の説明を聴取し、五月七日質疑を終了いたしました。

び繊検定所に要する経費等を現行法のとおり国の負担対象経費とすること、国の直轄事業負担金を廃止すること等を内容とする修正案が提出され、

三谷委員からその趣旨説明を聴取いたしました。次いで、討論を行いましたところ、自由民主主義を代表して左藤委員、日本社会党を代表して山田

委員、公明党を代表して小川委員及び民政党を代表して折小野委員は、本案に賛成、修正案に反対、日本共産党・革新共同を代表して多田委員

は、修正案及び本案に賛成の意見を述べられました。

採決の結果、修正案は賛成少数をもつて否決され、本案は、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

昭和五十一年五月十一日 衆議院会議録第十七号(一)

改正する法律案外四案

支正する法律案外一案

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

第十一回 国會議員互取年金法の一部も

四八五

○議長（前尾繁三郎君） 刑事訴訟法の一部を改正する法律案提出
する法律案を議題といたします。
委員長の報告を求めます。法務委員君。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案
書

〔本号〔一〕に掲載〕

〔大竹太郎君登壇〕

○大竹太郎君 ただいま議題となりました
について、法務委員会における審査の
結果を御報告申し上げます。

本案は、無罪の確定判決を受けた者
訴の提起から裁判の確定に至るまでに
を補償しようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、無罪の判決が確定したとき
当該事件の被告人であった者に対し、
要した費用を補償するものとし、

第二に、補償すべき費用の範囲は、
弁護人であった者が公判期日等に出
した旅費、日当及び宿泊料並びに弁護
者に対する報酬とし、

第三に、補償は、被告人であった者
り、無罪の判決をした裁判所が決定で
請求期間は、無罪の判決確定後六ヶ月と
か、補償の手続その他の事項について
の例によるものとする等であります。

当委員会においては、去る三月二日同
説明を聴取し、自來、慎重審議を行
を終了したところ、日本共産党・革新
され、本案は、全会一致をもって原案
補償の範囲を拡大する等を内容とする
出されました。次いで採決の結果、終
決すべきものと決しました。

（君） し上げます。（拍手）
告のとおり決するに御異議あり
「」と呼ぶ者あり
（君） 御異議なしと認めます。
員長報告のとおり可決いたしま
日程追加の緊急動議を提出いた
改選官委員長提出、国会議員（互助
会等に関する法律の一部を改正す
る各会派に対する立法事務
案及び衆議院事務局職員定員規程
の規定により行政各部門に置か
れ及びその職員に関する法律の一部
を改正する法律案、委員会の審査
並びに上程し、その審議を進
至ります。
（君） 三塚博君の動議に御異議
（君） な」と呼ぶ者あり
（君） 御異議なしと認めます。
追加せられました。
（君） 本年法の一部を改正する法律案
（君） 貞長提出）
（君） が各会派に対する立法事務費の交
換、旅費及び手当等に関する法
律案（議院運営委員
改正する法律案（議院運営委員
長提出）

Digitized by srujanika@gmail.com

〔國務大臣木村陸男君登壇〕

○國務大臣(木村陸男君) 国有鐵道運賃法及び日本国有鐵道法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

國鉄は、過去百年間国内輸送の大動脈として、国民生活の向上と國民經濟の發展に寄与してまいりました。今日、全輸送機関の中で国鉄が占める輸送割合は逐年低下し、かつての独占的地位は薄れていますが、鐵道としての特性を發揮できる輸送分野もなお多く存在するものと思われます。すなわち、国鉄は、わが國の交通体系の中で、今後とも都市間旅客輸送、大都市間旅客輸送の役割りを果たすとともに、国鉄の本来の使命から見て、これらの分野以外の分野を含めた全体について、独立採算性を指向した自立經營を行っていくことが強く期待されるものであります。

一方、國鉄の財政は、昭和三十九年度に赤字に転じ、以降急速に悪化の傾向をたどってまいりました。このため、政府におきましては、日本国有鐵道財政再建促進特別措置法に基づき、昭和四十四年度及び昭和四十八年度の二度にわたって国鉄の財政再建に関する基本方針を決定し、各種の対策を鋭意推進してまいりましたところであります。しかしながら、その後、輸送構造の変化、運賃改定のおくれ等による収入の不足と人件費及び物件費の大幅な上昇等による経費の増高のため、國

鉄財政は改善の兆しを見せず、昭和五十年度には約八千五百億円の減価償却後損失を生じ、繰越欠損金は約三兆一千億円にも及ぶ見通しとなり、昭和四十八年度を初年度とする現行財政再建計画の目標を達成することはきわめて困難な状況に立ち至っております。

このような現況にかんがみ、政府いたしましたは、この際、現行の財政再建対策が十分にその目的を達成できなかつた原因について反省を加え、抜本的な再建対策を策定して、これを強力に実施していく必要があると考え、昨年末に日本国有鐵道再建対策要綱を閣議了解いたしました。

今回の国鉄再建に当たりましては、国鉄自身が安易な経営に陥ることのないよう、厳しい姿勢のもとに国民に対して責任ある經營体制を確立することが再建を達成するための基本であり、このた

めには、労使関係を速やかに正常化することを初め、責任ある業務遂行体制と厳正な職場規律を確立するとともに、組織・人事制度の抜本的改革を行うことが必要であると考えております。

次に、国鉄の財政問題につきましては、その收支の均衡を速やかに回復し、以後これを維持していくことをよりまして、おおむね三七%の増収が得られる見込みとなつております。次に、日本国有鐵道法の改正の内容について申し上げます。

第一に、国鉄は、その事業の収支の均衡の速やかな回復及び維持を図ることとともに、その業務の適正な運営を図ることにより、その經營の健全性を確立するよう努めなければならないことを明らかにします。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

まず、国有鐵道運賃法の改正の内容について申

にいたしております。

第二に、国鉄に対する、經營の改善に関する計画の作成及び実施を義務づけるとともに、運輸大臣が、經營改善計画の変更その他經營の改善に関し、必要な事項について指示をすることができる

こととしたしております。

第三に、政府は、昭和五十年度末の国鉄の長期債務のうち、累積赤字相当額の一部について、その償還が完了するまでの毎年度、その償還額を無

ロメートルを超える部分については一円五十銭となっておりますのを、六百キロメートルまでの部分については七円九十銭、六百キロメートルを超える部分については三円九十銭に改定することといたしております。

第四に、前述の貸付金の償還が完了するまでの間、国鉄は、特定債務整理特別勘定を設けて、他の勘定と区分計理を行うとともに、収入支出予算についても他の勘定と区分することとしたしてお

ります。

第五に、国鉄は、前事業年度から繰り越された損失があるときは、運輸大臣の承認を受けて、資本積立金を減額して整理することができる

ことといたします。

第六に、政府は、国鉄經營の健全性の確立のため必要があると認めるときは、財政上の措置その他措置を講ずるよう特別の配慮をすることとしたしておられます。

なお、以上の措置に伴い、日本国有鐵道財政再建促進特別措置法は、廃止することとしたしてお

以上がこの法律案の趣旨でござります。(拍手) 国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(前尾繁三郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。齊藤正男君。

〔齊藤正男君登壇〕

○齊藤正男君 私は、日本社会党を代表し、ただいま議題となりましたいわゆる国鉄関係法案に対し、三木総理以下関係大臣の見解を伺いたい。まず最初に、三木総理に伺います。

その第一は、国鉄の現状認識と具体的再建の方策についてであります。

国鉄は、昭和三十九年度初めに三百億円の赤字を出して以来、昨年度末までに六兆八千二百億円

の長期債務を抱え、その支払い利息だけで年間五千億円になろうといたしております。さらに、昨年度末の累積赤字は三兆一千億円になろうとし、単年度だけでも八千五百億円の赤字と言われています。

二万一千キロの延長を持つ国鉄は、歴代自民党政閣の高度経済成長政策、列島改造計画に対する文字どおりの大動脈として、黙々としてその使命を果たしてまいりました。すなわち、新幹線を中心とした新線の建設、複線、複々線化あるいは電

化を含めた在来線の改良工事、車両の整備、貨物輸送の近代化、十年間に三万一千百六十七人の大量人員整理を行ながら、無謀とも言える国土の乱開発、やみくもな生産手段の増設に骨身を削つて酷使されてきたのが国鉄であります。しかも、その大部分の経費は目前で調達をし、ほとんどが借金で賄つてまいりました。

この間、政府は、道路整備に十八兆八千七百億円、港湾建設に二兆三千億円、空港にすら五千五百億円の投資を行つたにもかかわらず、国鉄に対しては、わずかに九千八百億円の出資と助成にすぎません。それは道路の二十分の一であり、港湾の一・四分の一であります。やらずぶつたくりとは、まさにこのことであります。国鉄財政が破綻してあたりまえではありませんか。総理の見解を承りたい。

質問の第二は、国鉄の労使関係についてであります。

国鉄労働者は、占領軍の方針変更により、マッカーサーの一片の書簡でストrikeが剥奪されました。国鉄労働者は、もともと持っていたストrike権を返してほしいと言っているのです。なかつたものを新しく欲しいと言つてはいるのではありません。

しかし、国鉄経営の最高責任者である当時の総裁が、労使関係を正常化するためには、少なくも条件つきであってもストrike権を与えるべきだと、本院においても発言をされているところであります。

総理、あなたは、専門委員懇談会の答申を隠れ

みのに使い、組合性悪論に同調し、労働者の基本的権利をじゅうりんし、長年労使双方の努力で積み上げてきた正常化への道を逆戻りさせたではありませんか。あなたのリーダーシップの欠如と決断力の不足は、このこと一つとっても、もはや総裁、総理としての資格はありません。いまにして思えば本当に残念であります。

有言不实行、口ではきれいなことを言うが、何一つ実行できなかつた三木総理でも、公労協の諸君に対するストrikeの条件づき付与は、今日たゞまでもできるはずであります。総理、いつになつたらこの問題に対する最終的な前向きの結論を出しますか、明確にお答えをいただきたいと存じます。

お尋ねの第三は、運輸大臣の責任問題であります。

大臣は、ストrikeに対する報復手段として、参加者を大量に処分し、組合に対し損害賠償を要求しました。このことにより、藤井前総裁を始め多くの国鉄幹部が引責辞職したではありませんか。にもかかわらず、指導監督の立場にある大臣、鉄監局の幹部は、何一つ責任を問われることなく、のうのうとして現職にとどまつているではありませんか。これでは片手落ちです。一方的で

見ること、その二つは、運輸省が指導監督のみならず積極的に支援をすること、その三つは、自由民主党が全面的にバックアップすることなどと言われていました。事の真相はいかがでございましょうか。もし事実とするならば、きわめて重大であります。

すなわち、このことは、裏を返せば、一つ、少なくとも高木新総裁就任前までは、大蔵省は予算面で国鉄のめんどうを見ていなかつたことを立証している。二つは、運輸省は国鉄の維持と再建のために支援体制がきわめて不十分であったこと。三つは、与党である自由民主党も国鉄に対し冷淡で

総理に対する第四の質問は、高木新総裁選任の経緯と、巷間伝えられる新総裁との約束の内容であります。

藤井前総裁の後任として、民間経済人を登用す

るためにいろいろ御苦労なさつたようであります。

しかし、いずれも断られたのであります。

民間経済人の大物をというあなたの構想と要請に対し、桜田日経連会長は、権限を与えず責任だけを

問われても虫がよ過ぎる、無責任な要請にはこたえられないと反論しました。永野日商會頭もまた、いまの国鉄をそのままにしておいて財界人を起用しても意味がないと冷たい態度であつたではありませんか。

間違った、間違った、間違った、間違った、間違

あつたということになるではありませんか。私はまさにそのとおりであったと思うわけあります。この事実の認識が三木総理にあるのかないのか。深刻な反省に立つての発言であり約束であると信じたいが、例によつて口先だけのことになることを心配し、あえてお尋ねをいたします。

福田副総理に伺いたい。

ボスト三木とみずから任じ、経済企画庁長官として物価問題に責任を持つ閣僚として、五割になんとする国鉄運賃の値上げは、さきに実施された渭、たゞこの大幅な値上げ、そしてこれから続々値上がりしようとする電信電話、NHKの聴視料とともに、公共料金の大宗が国鉄運賃であります。これら料金の値上げが、鎮静化しつつある物価に与える影響は無視できないと思うのは、私一人ではないと思います。国鉄運賃の値上げは、やがて私鉄運賃、トラック運賃、航空運賃、船舶運賃等、値上げの起爆剤的役割りを果たすことは必然と思うが、今回の国鉄運賃の値上げが物価に与える影響は何ほどお考えになるのか。また、その波及をいかにして食いとめるか。具体的に実現可能な方策を明らかにしていただきたい。(拍手)

大平大蔵大臣に伺いたい。

その第一は、六兆八千二百億円になんとする国鉄の長期債務についてであります。利息だけでも四千二百億円も支払っていたのでは、国鉄再建は百年河清を待つに等しい。この際、全額を国

が肩がわりし、利息のめんどうも見るべきだと思いますが、考えはどうか。

その第二は、五十一年度末赤字三兆一千億円に対して、五十一年度予算では二千四百余億円の一般会計からの助成となつていますが、設備投資に伴う借入金の利子補給九百七十億円を含め、全く不十分であります。これらの助成については全額国費の一部につきスズメの涙ほどの補助金百七十二億円が計上されております。従来全くなかつた助成であり、画期的と言いたいところかと思いますが、九千二百キロの延長を持つ地方交通線は、昭和四十九年度の実績を見ましても、収支係数実に四三二、必要経費二千三百七十二億円に対し収入はわずかに五百四十九億円にすぎません。実に一千八百二十三億円の赤字を出しており、百七十二億円の補助金ではお話になりません。いかなる根拠で百七十二億円を計上されたのか、積算の単価を含め理論的根拠を明らかにしていただきたいと思ひます。

最後に、木村運輸大臣に伺います。

国鉄再建の二本柱は、財政問題と労使関係の正常化に尽きると思います。しかるに、あなたは、労使関係は明治憲法時代の古い感覚しか持ち合わせていないとしか思えません。公労協労働者の基

本的権利の要求を司法問題にすりかえ、今回のスト要求の正当な行動を不法不当な行動ときめつけた、自民党タカ派の有力なメンバーの一人と言われております。旧態依然たるあなたの労働政策は、必然的な歴史の歴史を逆回転させているとしか思えないであります。時代錯誤もはなはだしいと断言せざるを得ません。もしもしそうだとするならば、あなたを運輸大臣にいたぐることは、國家百年の計を誤ることにもなりかねないと思うのであります。深刻な反省の上に立ち、御心境のほどを伺い、以上申し上げて、私の質問を終わります。(拍手)

○内閣総理大臣(三木武夫君) 齋藤君にお答えをいたします。

〔内閣総理大臣(三木武夫君) 齋藤君に登壇〕

第一の御質問は、国鉄の現状をどう総理は見るのかという御質問でござります。

国鉄の現状は、齊藤君も御指摘のように、大幅な赤字、あるいは労使関係も必ずしも円滑にいつていいというのは、御指摘のとおりであります。だから、政府は、昨年末に再建対策要綱といふものを決定いたしまして、これに基づいて本法案を提出したわけでございます。

政府の考え方は、このような国鉄の現状を開けるためには、財政状態をまず正常化することである、財政状態が不健全な状態で国鉄の健全な運営といふものは不可能である、したがて、労使関係は明治憲法時代の古い感覚しか持ち合わせていないとしか思えません。公労協労働者の基

本的権利の要求を司法問題にすりかえ、今回のスト要求の正当な行動を不法不当な行動ときめつけた、自民党タカ派の有力なメンバーの一人と言われております。旧態依然たるあなたの労働政策は、必然的な歴史の歴史を逆回転させているとしか思えないであります。時代錯誤もはなはだしいと断言せざるを得ません。もしもしそうだとするならば、あなたを運輸大臣にいたぐことは、國家百年の計を誤ることにもなりかねないと思うのであります。深刻な反省の上に立ち、御心境のほどを伺い、以上申し上げて、私の質問を終わります。(拍手)

第二点は、なぜこのように国鉄の経営が悪化したかということです。これが何つかあります。一つは、運賃の水準が非常に低位の原因がある。一つは、運賃の値上げであります。この運賃の値上げによるものでは、国会の御承認を得ることはなかなか容易でない。何か必要なときに値上げについて国会の御審議を願うべく相なつたと思ひますが、どうしてもそれがおくれがちになつてきました。運賃の水準が低位であった。そしてまたもう一つは、経済の大きな状況が変革する中で、貨物部門がこれに対応策がおくれた。貨物の輸送といふものが減少をした。また第三には、自動車といふものの普及によって、特に列車を利用する地方の利用者が減少をした。また第三には、自動車といふものが減少してきたといふことがあります。もう一つは、国鉄の経営には人件費の比重といふものが非常に大きい。その中で、その上昇といふものが大幅に行われて、そしてそのことが非常に経営に影響を与えた。

まあ、そのほかにもいろいろな要因がありますが、私は、国鉄の経営が悪化した原因は、このようなものがあると考えておるわけでござい

ます。

また第三の御質問は、今回高木新总裁が就任の際、大蔵省あるいは運輸省、自民党に対し協力を要請したのは、大蔵省や運輸省、自民党が国鉄再建に熱意を欠いたからそういうことをしたのではないかということでお話でございましたが、熱意を欠くといつても、これだけの国鉄という大問題は、日本政治の中でこれを解決せなければならぬという優先度はきわめて高い。今日国鉄問題は最重要政治課題の一つである。大蔵省、運輸省、自民党、政権を担当しておる政党、あるいはまた財政、あるいはまた国鉄の経営に対して監督の立場にある両省が熱意を欠くということで過ごせる問題ではないわけでございます。高木总裁は、この困難な国鉄の縦裁としてひとつやってみようということで決意をされたわけでございますから、こういう大蔵省とか運輸省、自民党の協力を要請するということは、熱意のあらわれであると見るべきであります。

また、次には労使関係、ストと処分、ストを繰り返しておるのはよくない、条件つきのスト権を与えるべきだということ、私もこういう状態が繰り返されることを非常に残念に思つておるわけだなと思います。しかし、これを繰り返さないために大前提になるものは、やはり法治国家として、ことに民主主義制度のもとにおいてそのときの法律は守るということである。この法律は悪いから自分は守らぬのだということで、どうして法治国家と

しての秩序が維持できるであります。こういうことが、いう悪循環を繰り返さないすべての前提は、現在の法律を守るということであります。現在の法律を守らなければ、これは法治国として当然厳正な処分をせざるを得ないでしよう。こういうことは、悪循環を断つ大きな前提になっている。しかし、スト権という問題が労使関係の大きな問題になつておることは、これはわれわれもよく認識をいたします。しかし、スト権という問題は、スト権だけを取り出して解決するということでは、私は解決できないと思う。もっと複雑です。

言えば国鉄のあり方、当事者能力、スト権問題、こういう問題について、専門家の意見も微しながら結論を得たいということで、いまそのために、こういう問題を検討するための一つの懇談会、専門委員の懇談会を近く再出発をして、できるだけ速やかにこの問題に結論を出したいと考えておる次第でございます。

また、齊藤君は、このストで藤井前総裁に詰め腹を切らした、こういうお話がありましたが、藤井前総裁は詰め腹でも何でもありません。健康を理由として個人的な理由でやめたわけであります。

また、その場合に、違法な争議行為というものがやはり処分を受けることは、これは法治国家として当然である、これに対しして処分をしたり、あるいはまた、違法ストによって甚大な損害を与えるような場合には、国鉄当局が損害賠償を請求するということも、これは当然のことであって、そのことと藤井前総裁の辞任ということとが関連を持つものではないということを明らかにしておきたいのであります。

大体、私に対する質問にすべてお答えをしたと思いますが、もしお答えをしてない面があるとするとなるならば、他の関係閣僚が補うことにしておきます。

お答えをいたします。(拍手)

〔國務大臣大平正芳君登壇〕

お答えといたします。（拍手）

〔國務大臣大平正芳君登壇〕

必要とするものの約二分の一程度想定いたしましたて、それに乗じたものが百七十二億円になる、そういう計算でござります。(拍手)

〔國務大臣木村睦男君登壇〕

○國務大臣(木村睦男君) 国鉄再建に当たりまして、運輸大臣として心境はどうかという御質問でございますが、法治国家のもとにおきましての民

主主義社会は、法秩序が厳守されることによつて初めて正常な社会生活が保障されると私は考えております。

現在まさに破局状態ともなつております国鉄の再建に当たりまして、一つには財政面の再建が必要であります。もう一つは、四十三万の全職員が打つて一丸となって、崇高な使命感のもとに国鉄の再建活動に協力、邁進することが何よりも必要であると考えております。

このような重大な局面に当たりまして、国鉄内の労働組合の一部の人が、法律によって禁止された違法なストライキ類似行為によりまして国民に多大の迷惑をかけ、また国鉄再建に重大な支障を与えることは、まことに遺憾にたえないと存じておるところでございます。

国鉄におきます労使関係の正常化こそは、再建に最も必要な大きな柱でありますことは、齊藤議員と全く考えを同じくするものでござります。しかしながら、労使関係の正常化は、法秩序、職場規律の維持、厳守が大前提とならねばならないと思ひます。これなくしては労使関係の正常化も单

なる虚構にすぎないと私は考えております。昨年の秋以来の違法なストライキ類似行為に対する国民の痛烈な批判もまた、このことを端的に指摘しております。私は考えておりまして、私は、いまこそ国鉄職員諸君がこれに謙虚に耳を傾け、厳正な秩序を守りつつ再建に努力せらることを切に心から願つてやまないものであります。いまこそ国鉄百年の大計として、労使の正常な関係と協力一体化のために、私は渾身の努力を続ける決意でございます。(拍手)

〔國務大臣福田赳夫君登壇〕

○國務大臣(福田赳夫君) 私に対しましては、今回国鉄運賃の値上げの消費者物価など国民生活に与える影響いかん、また、これで物価は大丈夫かと、こういうことでございます。

今回の国鉄運賃値上げ案によりまして消費者物価に与える影響は、〇・五%程度と予想しております。しかし、〇・五%と申し上げましても、これは決して国民生活に与える影響は軽微なものではありません。しかし、一方におきまして、御承知のような国鉄は火の車である。これにはどうしてもいろいろな自己努力が必要である。財政の援助も必要であります。それをしてなお国鉄の収支のバランスをとるために料金を倍にしなければならぬ。これが国鉄、また運輸当局の見解なんです。政府におきましては、それらを検討いたしましたが、どうも一举に倍といふことでは、

これは国民生活に与える影響が重大過ぎる。そこで

で、その一挙大幅という運輸当局の考え方、これを調整いたしまして、五十一年度、五十二年度の兩年度にわたつてこの運賃問題を解決しよう、そういう結論になつたわけであります。

さて、そういう状態のもとにおいて物価は大丈夫か、こういうことでございますが、確かに、いまこそ公共料金問題というものが、わが国の物価問題に大きくのしかつておるのであります。

〔梅田勝君登壇〕

○梅田勝君 私は、日本共産党・革新共同を代表して、ただいま提案趣旨説明されました国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律について、総理並びに関係閣僚に質問いたします。

まず、最初に総理大臣にお伺いいたしたいのは、現在叫ばれている国鉄の危機の原因は何か、その責任はだれが負わねばならないのかという問題についてであります。

今日、昭和四十八年度を初年度とする国鉄財政再建十カ年計画が、昭和四十四年度に始まる第一次再建計画と同様、完全に破綻したことは周知のこととあります。しかし、政府は、約三兆一千億円の累積赤字、約六兆八千億円の長期債務という國鉄財政の破綻を口実に、大幅な運賃値上げが不可避であるかのように、財政が逼迫しておるにもかかわらず、何億円もかけて宣伝しております。これは國民を欺くものと言わねばなりません。

これまで、國鉄の料金改定、これも考えておるわけあります。(拍手)

年六月、国鉄財政五項目の改善に関する提案を行ない、その中で、政府が提案した再建十カ年計画が、国鉄の財政再建どころか、財政悪化を加速度的に進行させ、一層大幅かつ頻繁な運賃値上げをもたらすものにはならないことを、はつきりと指摘いたしました。

同時に、わが党は、国鉄財政を根本的に改善するため、第一に公共交通機関にふさわしい費用負担原則の確立、第二に大企業本位の運賃体系の抜本的改革、第三に設備投資の規模と内容の根本的再検討、第四に長期債務、利子負担の計画的軽減、第五に国鉄の管理運営民主化という、運賃値上げを抑え、国鉄財政を民主的に再建するための積極的な五項目の改善提案を行つたのであります。もし、この提案を実行していたならば、今日のような国鉄財政の異常な悪化は防げたはずであります。ところが、自民党政権は、わが党のこの建設的な提案には耳をかきせず、大企業中心の日本列島改造のため、十カ年で十兆五千億円という莫大な設備投資を四回の運賃値上げという国民の犠牲によつて行い、もっぱら大企業奉仕の国鉄づくりを強行してきましたのであります。

その結果、国鉄はどうなつたかと言えば、新幹線や大企業貨物の輸送力は増強されましたが、一方では借金の激増によって財政破綻は急速に進行し、国民には、大幅な運賃値上げばかりでなく、地方線の縮小、小さな駅の廃止や無人化、貨物駅

の統廃合など、サービスは低下し、安全、公害、通勤対策はあるそなにされ、まさに大企業にはますます近い国鉄となり、国民にはますます遠い国鉄になつてゐると言わねばなりません。(拍手) ロックード大疑惑事件に見られるように、戦後政治の後進性は、金権、戦犯、売国、三悪政治として、今日だれの目にも明白であります。

国鉄の今日の姿も、大企業が国鉄を食い物にしてきた結果以外の何物でもありません。この政治責任はきわめて重大であります。三木総理、あなたはこのような国鉄の危機と財政破綻の責任についてどのように考えておられるのか、明確な答弁を求めるものであります。(拍手)

第二にお尋ねしたいことは、国鉄運賃値上げと物価、国民生活への深刻な影響についてであります。

今回、旅客運賃約五五名の値上げによって、東京から福岡へ親子四人の里帰りには、往復で実際に八万四千円もかかることになります。しかも政府は、来年度も引き続いて五〇%程度の大額値上げを予定しております。ふるさとはますます遠のく一方であります。

また、今回の値上げによって、東京と横浜の通勤定期では六千八百六十円となり、高度成長政策の始まつた昭和三十五年当時と比較すると、実際に七・八倍になるのであります。政府統計によつても、この間の消費者物価は三・一倍でありますから、今回の国鉄運賃値上げがいかに大きなものであります。

あるかは明白であります。さらに、国鉄が値上げしようとすると、私鉄の民鉄協会は早くも便乗車上昇の意向を表明するなど、諸物価の値上げに拍車をかけることは明らかであります。

今回の運賃値上げによって打撃を受けるのは旅客だけではありません。未曾有の不況とインフレのダブルパンチで苦しんでいる中小企業や、農業、漁業の危機にあえぎながらも生鮮食料品を都市に届けている農漁民、さらには、貨物駅を拠点にしている中小運送業者などは、貨物取扱駅の廃止やサービスの低下による打撃に加えて、大幅運賃値上げでさらに深刻な被害を受けるのであります。

政府は、このような運賃値上げが物価や国民生活に重大な影響を与えないかどうか、総理の明快な答弁を求めるものであります。(拍手)

また、昭和四十七年度に廃止された生鮮食料品等の政策割引の復活こそ必要であると考えます。が、運輸大臣の明確な答弁を求めるものであります。

次に、政府、国鉄当局のこのような国民生活無視の姿勢は、内部疾患の身体障害者の方々に対する当然の運賃割引措置さえやろうとしていないところにも、明らかにあらわれております。これはまさに命の問題にかかわっております。

また、この際、運賃法定制度の問題について質問いたします。

政府は、昨年末閣議了解とした国鉄再建対策の一つに、現行の運賃法定制度の廃止の検討を打ち出しました。しかしこれは、国鉄に自主的経営能力を持たせるという口実で、国鉄運賃決定を国会審議から除外し、政府と国鉄が勝手に運賃値上げをしようとするものであります。このことは、国会審議を義務づけた財政法第三条を踏みにじる重大問題であり、絶対に認めることができません。

この点について、総理並びに関係大臣の責任ある答弁を求めるものであります。(拍手)

第三は、国鉄を真に国民のための公共輸送機関として通院している腎臓病患者の方々について、京

都で私が調査したところでは、通院費が国鉄だけでも毎月二万一千百二十円かかっている方があります。今回の値上げをすると三万三千三百二十円もかかるのであります。心身障害者対策基本法では、これらの方々の運賃の軽減について配慮しなければならないことが国鉄に義務づけられ、かつて厚生省は国鉄に文書で要望し、昭和四十九年三月の予算委員会で運輸大臣は検討を約束していたにもかかわらず、内部疾患の身体障害者には、いまなお割引すらしようとしているのであります。

総理大臣並びに厚生大臣、このようなことでは國民の納得は得られるものではありません。直ちに割引措置を実施すべきだと思いますが、明確な答弁を求めます。(拍手)

また、この際、運賃法定制度の問題について質問いたします。

政府は、昨年末閣議了解とした国鉄再建対策の一つに、現行の運賃法定制度の廃止の検討を打ち出しました。しかしこれは、国鉄に自主的経営能力を持たせるという口実で、国鉄運賃決定を国会審議から除外し、政府と国鉄が勝手に運賃値上げをしようとするものであります。このことは、国会審議を義務づけた財政法第三条を踏みにじる重大問題であり、絶対に認めることができません。

とするために、国はいかなる施策を行うのかといふ問題であります。

自民党政の大企業本位の高度成長政策は、全

国に過密と過疎をつくり、モータリゼーション優先政策は、五ヵ年で十九兆五千億円という巨費を

高速自動車道建設などに注ぎ込み、結果、国鉄を

初めとする公共輸送機関はその機能を破壊され、

なお公害は激増し、交通事故の死傷者も、十ヵ年

で七百八十万人も数えるに至つたのであります。

私は、公共交通機関としての国鉄を再建するた

めには、何よりもまず、自動車優先の交通政策か

ら、公共交通機関整備優先へ根本的な転換を図る

とともに、さらに、次のような抜本的な対策をと

ることが必要と考えるものであります。

まず第一は、過去債務を国の責任で処理するこ

とであります。今日の莫大な借金は、新幹線建設

や大企業のための貨物輸送力増強のための過大な

設備投資を、ほとんど借入金によって賄つてきた

からであります。今日までの自民党政の悪政と失政

によるものであることは明白であります。(拍手)

したがつて、国の責任において計画的に解消して

いくべきものと考えますが、大蔵大臣の答弁を求

めのものであります。

第二は、線路、建物など基礎施設の建設と改良

費は国の出資で賄うことであります。今回の予算

では、従来わざかでも出していなかった國からの出資金

を全面的に打ち切つております。国鉄は国民の財

産となるわけでありますから、公共交通機関に

ふさわしい費用負担の原則からいつて、国が当然負担すべきものと考えますが、大蔵大臣の答弁を求めるものであります。

第三は、設備投資規模を適正にし、国民本位の

ものに改めることであります。この三年間の国鉄

の投資額は、四十九年度六千八百億円、五十一年度

七千二百億円、そして五十一年度は七千九百億円

という大規模なものとなつています。いずれも大

企業本位の貨物近代化と新幹線建設などがその大

部分であり、本当に国民が必要とするものを中心

に、今日の国鉄財政の実情に見合った適正な規模

に検討、縮小すべきものと考えますが、運輸大臣

の所見をお伺いするものであります。(拍手)

第四は、大企業本位の運賃体系の抜本的な改革

を行うことであります。大企業商品が大部分を占

めている貨物部門については、過去十年間だけでも約一兆四千億円の赤字を出しています。ところ

が、大企業の貨物には、物資別輸送の強化など輸

送体制の面でも、営業割引制度など運賃の面で

も、至れり尽くせりの出血サービスが行わされてい

ます。したがつて、このような大企業優先の貨物

輸送と運賃体系を抜本的に改め、営業割引の廃止

はもちろんのこと、到着日時が確実な速達の物資

はもちろんのこと、

べきだと考えますが、運輸大臣の答弁を求めるも

のであります。

第五は、國民の足としての国鉄の機能をもつと

強めることであります。地方線の切り捨てや無人

駅、貨物取り扱い駅の廃止など、サービスの切り

捨てと住民無視の合理化は、国鉄法に定められた

ものとするよう努力すべきものと考えますが、

「公共の福祉を増進すること」という目的にも反す

るものであり、合理化をやめ、国鉄をもつと国民

のものとするよう努力すべきものであります。

最後に、私は、この国鉄の再建に当たって重要

な役割りを果たす国鉄労働者の問題と国鉄の民主化について、質問いたします。

迅速、安全、快適、そして低廉で便利な国鉄、

これこそ国民がひとしく求めるものであります。

ところが、国鉄に働く労働者の賃金、労働条件は

悪化しているにもかかわらず、運賃値上げなしに

は賃上げはできないなどと言われ、その上五年間

で五万人要員削減の大合理化が押しつけられよう

としております。線路の保守一つとてみまして

も、従来の定期修繕方式から随時修繕方式へと安

全対策は低下し、再三の事故となつていることは

きわめて重大と言わねばなりません。

また、国鉄労働者には、アメリカ占領軍によつ

て奪われたストライキ権がいまだに回復されず、

仲裁裁定すら実施の保障がない状態であります。

国鉄の危機が深刻であればあるほど、いまこそ国

鉄経営を民主化し、ストライキ権など労働基本権

の保障、生活の安定を図つてこそ、眞に国民のた

めの国鉄に再建することが可能となるものと信じ

ますが、総理並びに運輸大臣の明快な答弁を求め

るものであります。(拍手)

以上、私は、国鉄の真にあるべき姿を求める國民の圧倒的な声を代表して質問いたしましたが、

国民を犠牲にする国鉄運賃値上げ法案の撤回を強く求めて、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣三木武夫君登壇〕

○内閣総理大臣(三木武夫君) 梅田君にお答えをいたします。

〔内閣総理大臣三木武夫君登壇〕

梅田君は、国鉄を大企業の食い物になつてきた

といふうに言われましたが、私は全然そういう

考えはない。日本の国鉄は、過去百年にわたつ

て、世界における最も能率ある輸送機関として、

世界的にも一番高い水準にあつたわけございま

す。この名譽ある伝統を日本の国鉄は持つておる

のですから、最後にも御質問がございましたが、

いろいろな改革は行なべきです。そしてこの名譽あ

る伝統を取り返せというのが、私たちの願いであ

ります。

そこで、この国鉄の現状についてごぞざいます

が、齊藤君に対して詳しく述べましたので、私は

繰り返しませんけれども、やはりこの国鉄の現状

を開けるためには、財政的に国鉄が均衡のとれ

たものにすることが必要である。そのため政府

は、昨年末に再建対策要綱を決定して、それに基

づいて今回の法案の御審議を願うわけであります

が、その骨子は、政府も、国鉄の赤字に対する

部分はこれをたな上げする、国庫の助成を強化

する、一方において、国鉄自身も経営を徹底的に

合理化して経費の節減を図る、また、利用者の方々にも応分の運賃の改定による御負担を願う、この三つのものを組み合わせて国鉄の再建を図るよりほかはない、こういうことが骨子になつて再建対策というものが生まれておるわけでござりますから、どうかこの法案の御審議に対しても御協力を願つて、国鉄再建の実を上げたいと願つております。

また、今回の国鉄運賃の改定が、日本の物価問題に対する悪い影響を与えるのではないかといふ御懸念であります。われわれも、景気の回復は望むけれども、一方において物価というものの動向には非常な細心の注意を払つておるわけでござります。物価の値上げといいますか、インフレのない経済の回復、景気の回復を願つておるのであつて、物価が一方においてだんだんと値上がりしては、景気の回復といつても政府の願う経済政策ではないわけですから、国鉄の五〇%の運賃改定というものが与える影響については慎重な検討を加えたのですが、先ほど福田副総理もここに申し述べておったように、〇・五という程度の影響であつて、これも物価に対する影響ではあるけれども、これが物価を押し上げていく大きさな要因にはならぬという判断で五〇%の運賃の改定をお願いしておるわけであります。来年度も引き続いて運賃の改定をお願いしなければなりませんが、その改定の場合には、さらにまた物価への影響というものを十分配慮して、具体的な値上げ

第三には、内部疾患、あるいはまだ、その他身体障害者などに對しての運賃の割引の問題についてお触れになりましたが、現在は内部疾患以外の身体障害者の運賃の割引は実施しているわけでございます。いろいろなお氣の毒な人たち、われわれもできるだけのことはしなければなりませんと思いますが、国鉄というものが個別の事案といいますか、個別的な身体障害者、内部疾患者、こういう一つ一つの事実に着目して助成をするといふよりかは、こういう問題は、やはり社会保障の中において、そういう身体障害者の福祉の向上といふものに對しては考えていく方が妥当なのではないか、だから、国鉄の運賃というものによつてこういう個別的な問題を解決していくよりも、その方がいいのではないかという考え方立つものでございます。

また、スト権の問題等もお触れになりました。また、運賃決定のいわゆる法定主義をやめるのではないかという御質問ございましたが、政府は、十二月一日の政府の基本方針を決め、一月二十日に、公共企業体等関係閣僚協議会を開いて、そして、これからこの問題を検討するのにはいろいろ専門事項が多い、だから、閣僚の協議会ばかりでなしに、学識経験の人たちの意見も求める必要があるということと、今回、こういうふうな専門家の一つの会議体を持つことになりました、近く発足することになりました。その中ではスト

権の問題も扱いますが、公共企業体のあり方、当事者能力、こういう問題もあわせてこの際に、もうときときときときときで、困ってきたならば何か対策を講ずるというようなやり方ではなくして、日本の公共企業体のあり方というものにこの際徹底的な根本的解決策を講じようではないかといふことで、近く発足することになつております。その中で運賃の問題なども、当然にいろいろと検討い

権の問題も扱いますが、公共企業体のあり方、当事者能力、こういう問題もあわせてこの際に、もうときどきときどきで、困ってきたならば何か対策を講ずるというようなやり方ではなくして、日本の公共企業体のあり方というものにこの際徹底的な根本の解決策を講じようではないかといふことで、近く発足することになつております。その中で運賃の問題なども、当然いろいろと検討いたしたいと考えておる次第でございます。

お答えをいたします。(拍手)

〔国務大臣木村睦男君登壇〕

○国務大臣(木村睦男君) いろいろござりますが、まず第一点は、今回の短期決戦型で大幅の値上げをして再建ができるのかといふお話をございますが、従来は五年計画なりあるいは十年計画でますます、従来は五年計画なりあるいは十年計画で再建を図つておりました。また、運賃改定も、その期間に何回かに分けてやる計画を組んでおったわけでございますが、今日のような経済成長の非常に鈍化した状況のもとにおきましては、かつまた、いろいろと客觀情勢が長い間にわたっては変わつてきておりますので、長期にわたつての再建計画ということは、過去の経験から考えましても非常に困難であるということで、今回はむしろ短期間に再建の方途を講すべきであるという考えに変わつたわけでございます。

また、短期でありますだけに、五〇%という非常に高い運賃値上げになりますが、しかし、予算案でごらんいただいておりますように、名目五

○%の運賃改定をいたしましたが、ようやく人件費と物件費の経常費だけがそれで賄える程度でございます。交通企業としては、その程度のことはありますので、五〇%は高いようになりますが、交通企業の本質から考えまして、御理解をいただけることではないかと考えておるわけでござります。

なお、貨物部門についていろいろ御意見がございましたが、確かに貨物部門につきましては極端に悪化をいたしております。しかし、これを一举に改善いたしますことは、そうでなくとも貨物のシェアはすでに一四%ぐらいになつておりますので、一層貨物の利用というものが激減をしてまいりおそれがござりますので、そういうことも勘案をいたしまして、今回は旅客とほぼ同等程度の運賃改定によつてこれを賄う。一面、貨物につきましては、五十五年度を目途にいたしまして、貨物部門の固有経費はここで収支が償うようになつたいたい。そのため、この五年の間に所要の近代化、合理化等を推進をいたしていきたい、かよう考へておるわけでござります。

次に、今回の改正では出資をやめておるけれども、設備投資はむしろ出資でやるべきではないかというふうな意味の御意見でございましたが、從来の再建計画によりますと、政府出資につきましては、工事費補助金とあわせて、国鉄の工事費にかかる利子負担も軽減する趣旨から行われてまといつては、工事費補助金とあわせて、国鉄の工事費にかかる利子負担も軽減する趣旨から行われてまといつ

は、現下の重要な政治課題であります。それは国鉄が、わが国の運輸交通機関の根幹であり、その再建の成否と再建計画の内容いかんが、国民生活と経済活動に重大な影響を及ぼすからであります。したがつて、国鉄の再建案は、単に一時的な財政対策ないしは技術的視点のみで解決を図るべきではなく、今後のわが国の経済の展望と国民生活への配慮を初め、総合交通政策の確立など、多面的な問題を含めて国鉄の位置づけを明確にし、策定されなければならないと考えるものであります。

しかるに、今回、政府がここに提出した五〇%に及ぶ運賃値上げ案は、こうした認識を欠く一時的な収支均衡策にすぎず、国鉄の財政を根本的に立て直そうとする努力も意図も見られない、きわめてあいまいなものと言わざるを得ません。

また政府は、五十一年度と五十二年度に国鉄の収支の均衡を図るとしていますが、これは明らかに五十二年度も今回と同規模の大額な運賃値上げを予定したものであり、これは恐るべき暴挙であると言わざるを得ません。そうなると、政府は、四十九年の運賃値上げ、五十年の料金値上げに続き、四年連続して国鉄運賃、料金の値上げを行いうことになるのであります。

このように連続する国鉄運賃値上げの強行は、もはや、三木内閣が掲げた政治公約の眼目である物価安定を、政府みずから放棄したと言つても過言ではございません。それは、国鉄運賃が公共料

金の主柱であるだけに、連続する国鉄運賃の大幅値上げが、この秋には諸物価高騰を誘発すること必至であり、インフレ再燃のおそれがきわめて強くなり、不況に苦しむ国民をますます窮地に追いやることには明白でございます。それにもかかわらず、あえて国鉄運賃の値上げを强行しようとする政府の真意は那辺にあるのか、まず、この点について総理の明快な答弁を求めるものであります。

第二に、政府は、五十二年三月の物価上昇率を前年同月比で一けたに抑えるという物価公約が達成できたと誇らしげに言いますが、これは、物価指數の上でのからくりとまやかしによって、鎮静したかのごとく見せかけたものであって、物価それ自体の鎮静でないことは、国民が生活実感としてはだれ受けとめているのであります。

たとえば東京都が四月六日に発表した都市生活に関する世論調査は、都民がこの一年間に実感として受けとめた物価上昇率は、何と平均三一・六%に達し、暮らし向きは前年より苦しいといふ人が、五四%と半数以上に及んでいる実態を明らかにしております。私はこれが現実の国民の生活かにしております。私はこれが現実の国民の生活実感であると思ひます。しかも国民生活を取り巻く環境は、賃金の低額抑え込み、減税見送りから來るところの実質増税など、まことに厳しい状態にあります。

こうした国民生活の実情を知るならば、物価高騰の引き金となる国鉄運賃の大額値上げを国民に

強要することはできないと考えますが、この点についても、総理の率直な見解を伺いたいと思ひます。第三に、国鉄運賃の値上げ案に付帯して政府がまとめた国鉄再建要綱について、総理に伺います。

国鉄財政の実情を理解する者ならばだれもが、今回、政府提案の国鉄再建要綱では国鉄財政を根本的に立て直すことができないと言っておりま

す。その理由は、この要綱には、国鉄の赤字要因である貨物問題、地方閑散線問題、さらには借入金依存の投資計画など、これらに対する具体的な

解決が何一つ示されておらないのであります。こ

れらの諸問題が国鉄財政再建のかなめであつて、

この問題解決なくしては国鉄財政の立て直しは不可能であります。

たとえば、現在の国鉄の貨物輸送量は、わが国の全貨物輸送量のわずか一四%にまで低下し、貨物取扱から生ずる赤字が、国鉄の赤字額のほとんどを占めております。また地方ローカル線は、五十年に約三千億円もの赤字を生み出しておりま

す。さらに、借入金依存の投資計画を進めてきたため、国鉄は現在六兆六千億円の借金を抱え、そ

の利子の支払いに追われ、財政崩壊の原因をつ

くついていることは周知のとおりであります。した

がつて、こうした赤字要因となつてゐる諸問題の

具体的な解決策を欠いた政府の国鉄再建要綱は、

国鉄再建の名に値しないものと断ぜざるを得ません。このことは、国民の強い反対の声を無視して実施し、しかも、国鉄財政を現在の破局的状況に追い込んだ第一次、第二次の国鉄財政再建十カ年計画と軌を同じくするものであつて、もしこの再建要綱に基づくならば、国鉄財政は完全に崩壊すると思われるであります。

総理は、運賃値上げによる多大な負担だけを残し、国鉄財政を危機に追い込む政府の国鉄再建要綱が、果たして国民の納得を得られるものと考えておられるのかどうか、明快な答弁を求めるものであります。

第四に、総合交通政策と国鉄再建の関連について、総理並びに運輸大臣に伺います。

国鉄財政の再建は、もはや国鉄という一つの企業の範囲内で解決できる問題ではなくなつておるのであります。たとえば都市交通問題、省資源問題、環境公害対策、労働力不足問題など、交通経済が現実に抱える諸問題の解決が個別の交通事業では解決できないと同様に、国鉄財政の再建は、そうした社会的、経済的諸問題との整合性を図らなければなし得ないと考へるものであります。したがつて、わが国の総合交通政策の早期確立を図り、その中で国鉄の役割と位置づけを明確にし

た上で、国鉄経営の立て直しを図ることが緊要であると考へますが、総理並びに運輸大臣の明快な答弁を承りたいと思うのであります。(拍手)

第五番目の質疑は、大蔵並びに運輸大臣に答

弁を求める。

前段で申し述べた立場に立つて考えますと、国鉄の収支をわざか二年間で均衡させようとする政府の再建策は、まさに無謀というほかないのです。国鉄の抜本的な再建を図るために、総合交通政策の確立がなされるまでは、国鉄の赤字補てん策として国庫補助の強化を図るなど、暫定的な国鉄予算を組むべきであると思いますが、この点について大蔵並びに運輸両大臣の見解を伺いたい。

第六に、政府は、国鉄再建に当たって、六十年度までに六万五千人の人員削減を国鉄に強要しておりますが、これは国鉄再建と矛盾するものであります。六万五千人と言えば、現在の国鉄職員の一五%になり、これだけの人員を減らすためには、地方閑散線の廃止、貨物輸送の縮小、安全・保守業務の縮減などが当然必要となるはずであります。しかし、そうした国鉄の事業規模や安全対策上重要な問題の検討は、合理化案決定に際しては全く行われていません。また、このような大量の人員削減が、国鉄の労使間にとつて重要な問題であるにもかかわらず、労働者側と何らの話し合いもなされずに一方的に提起されているところに問題があります。それは、労使の協調が国鉄再建にとって不可欠な条件であることを考えれば、政府が決定した国鉄の合理化案は、まさにそうした労使間の協調体制を一方的に破壊しようとするものと言わざるを得ません。政府は、かつての第一

次国財政再建十カ年計画が、十一万人削減とい

う実現不可能な合理化案を作成し、その結果、マーチ生運動という労使間に不毛の対立を生んだことを改めて思い起こすべきであります。国鉄再建を真剣に考えるならば、労使の対立を生み、ひいては国鉄を内面から崩壊させるおそれのある合理化案を即座に撤回すべきであると考えますが、運輸大臣の誠意ある答弁をお願いいたします。

また、労使の正常化の問題に関連して、国鉄の賃金体制、つまり賃金格差の是正である昭和十五年度仲裁裁定第四百四十三号の主文二項について、過去三回、何ら具体的な解決がなされていないと開きますけれども、主務大臣たる運輸大臣は、国鉄当局に対しどう指導され措置しようとするのか、あわせて大臣の誠意ある答弁を求めます。

第七に、国鉄財政再建策として何点かの提案を申し上げ、政府の見解をただしたいと思います。その第一点は、国鉄の資産が国民共有の財産であるという立場に立つて、鉄道施設等の基礎的な施設の整備は国の責任において行い、そのためには現在以上に国庫補助を強化すべきであると考えます。これまでのように、投資財源を借入金によつて賄うこと続けるならば、国鉄は永久に赤字財政に苦しまさるを得ないでしょう。国鉄経営の基盤強化のためにも、国の責任において基礎的な施設整備を行うことは必須の条件であると思いますが、この点について、大蔵、運輸両大臣の見解を伺いたいのであります。

第二点は、政府は五十一年度から赤字補助と

して百七十二億円を計上する一方で、三十一線区、千三百五十キロに及ぶ赤字路線を建設しようとしています。こうした矛盾は、政府に赤字線に対する合理化計画を画策し、労使対立を一層深刻化させる政府の国鉄再建要綱は、絶対に認めるわけにはまいりません。

以上の点から、わが党は、不況と物価高が併存する国民生活に決定的な打撃を与える本法案の撤回を強く要求するものであります。

なお、国鉄の再建は国民的課題であり、その再建築は国民の十分なコンセンサスが得られるよう積極的な努力をすべきであります。国民のための国鉄をつくろうというならば、与野党一致で賛同できる国鉄再建計画をつくる必要があると見えます。運輸大臣はどのように考えておられるか、御所見を伺いたいと思います。

第三点は、貨物対策として他の交通機関との輸送分野の調整を行い、また、収支の改善を図るため、大企業向けの割引料金制度は廃止し、貨物運賃体系を見直す必要があると考へるが、この点について運輸大臣の見解を明確に示していただきたいと思います。

政府は、国鉄再建要綱を抜本的に改め、全党一致で国鉄の立て直しに協力できる国鉄再建案を策定すべきである、このことを強く申し上げ、私の質問を終ります。(拍手)

〔内閣総理大臣三木武夫君登壇〕
○内閣総理大臣(三木武夫君) 松本君にお答えをいたします。

第一の御質問は、国鉄の再建は、ただ経営の収支だけ考へるのではなくして、国民経済全般の影響の中で考へるべきだという御意見と、この国鉄の運賃の改定はインフレの再燃を招くのではないかという御質問でござります。

松本君も御指摘のように、ただ国鉄の経営の收

支だけで、この再建はそういう観点から見るべきではなくして、国民经济全般から、国民生活全般への影響からとらえるという意見は、私どももさように考えて、そういう全般からの配慮もいたしました結果、こういう再建案となつたわけでござります。

ただ、その場合に、やはり国鉄が一年間に一兆円近くの赤字を出しておるというこの現状をそのままに放置して国鉄の再建はあるものではございません。したがつて、財政的な再建というものが国鉄の再建の中心課題になることは当然であると思ひます。

また、これは先ほどから申し上げておるとおり、政府は物価の安定、景気の回復といふの経済目標を追求しておる内閣でありますから、物価の動向に対する関心は、松本君に決して劣らないものがあるわけです。三木内閣が出発したときには年率二四・五%という異常な物価高が、今日では約束どおり、今年の三月末には八・八%になつたわけであつて、一気に物価というものを正常な水準に持つていくことは容易でないことは、松本君も御承知のとおり。これをさらに、消費者物価を正常な状態にまで下げていこうということを銳意努力をしておるわけでございまして、この今回の国鉄の運賃の改定も、まあ〇・五という程度の値上げの影響であるということを先ほども申したわけでございまして、これが今日の鎮静の傾向にある物価を押し上げていく要因にはならぬ

い、こういう確信のもとに今回の料金の改定案を決定をいたしたわけでございます。インフレにはならないという確信のもとにこの改定案を出した」ということ。

それから、現在の国鉄の再建案というものはもう一遍検討し直したらどうか、これはやはり再建にならないのではないかという御指摘でございます。まさしく、松本君がお見えになつても、国鐵の再建というものは、一つには国庫助成を強化するという面がござります。もう一つは、やっぱり国鉄自身が経営を合理化して経費を節減する。もう一つは、国鉄を利用される方々も、値上げ案というのは不人気なものでけれども、しかし、やはり利用しておる人にも、国鉄の経営といふものが立ち行くようにある程度の御負担を願う。この三つのものが組み合わさらなければ国鉄の再建はできないわけでございまして、現在の政府の考え方による実施の基本的な考え方は、私は間違つてない。これをもう一遍見直していく考えはございません。

〔國務大臣大平正芳君登壇〕

ただ、いま具体的な実施の方法については検討いたしておりますから、その実施の具体的な方法を検討する場合には、いろいろな点できめ細かく配慮いたしましたが、政府の再建に対する考え方の基本というものは間違つてはいない。これを見直す考えはないわけでござります。

また、松本君は、国鉄の再建は総合的運輸政策の確立が要るということについて御指摘になつ

た。全くそのとおりだと思います。諸外国では、鉄道の持つ役割りといふものが時代とともに変化をしておることは事実でございますが、日本の場合、私はやはり、鉄道というものが持つておる輸送機関としての役割りといふのは、相当長期にわたつてその役割りを果たすことが要求される。

たとえば都市間の旅客輸送、大都市圏の旅客輸送、また、長距離、中距離の大容量な貨物輸送、これらに対する国鉄の役割りといふものは、決してこれはそう軽くはならない。したがつて、国鉄の日本本の輸送機関として占める位置は、諸外国の変化などに比べてずっと重要なものがある。そういう総合的な交通政策の中で国鉄の役割りといふもの

を考えて今後の再建を考えていこうとしておるわけございまして、われわれも、総合交通政策、その一環としての国鉄を考えて、これをどう再建するかということを考えておるわけでございまして、それを無視するものではないということを申し上げて、お答えいたします。(拍手)

第二に、設備投資、工事費を安く上げるために、工事費助成金その他の助成を強化すべきでございました。梅田議員の御質問に対しまして、運輸大臣からもお話をございましたけれども、これまで出資の道が開かれておつたわけでございますけれども、過去債務の処理という大変大胆な政策がとられるようになりますので、工事費補助金はこのまま存続することにいたしますので、従来の出資制度はやめにしようということにいたしましたが、ただいま政府が考えておりますのは、昭和十四年以来二回にわたりまして暫定的に再建策を考えておられましたけれども、いまだ実を結ぶに至つてしまふことはない。これを見直す考えはないわけでござります。

松本さんの言われる暫定的という意味を正しく理解しているかどうかがかかるものでござりますが、ただいま政府が考えておりますのは、昭和十四年以来二回にわたりまして暫定的に再建策をたしておりますことを御答弁申し上げておきたいと思います。(拍手)

官 報 (号 外)

〔國務大臣木村睦男君登壇〕

○國務大臣(木村睦男君) 総合交通政策との関係で、二ヵ年間で再建しようというこの計画を見直したらどうかという御質問でございますが、まずありますんで、やはり過去の実態を見ながら、また需要の推移を見ながら、総合交通政策というものは決めていかなければなりません。そうしますと、今日の状況から見ますと、国鉄の輸送分野に占める使命というものは、先ほどもちょっと触れましたが、大都市相互間あるいは都市間の輸送、あるいは中長距離・大量貨物輸送、こういうものが実態としても国鉄の使命となつておるわけでございます。マクロ的に見まして、私は、この傾向は今後とも続くと思います。ただ、ミクロ的にはその年その年で多少の変化もございましょうが、大体これを前提にして考えてしかるべきではないか。

再建できるという確信を持つておるわけでござります。したがつて、改めて暫定的な計画をつくるということは現在考えていないでござります。

それから、十年間に六万五千人の人員削減を考えるが、これを考え方から運賃改定に協力して意見もございました。やはりこの際、国鉄の再建を考えます場合に、お客様から運賃改定に協力してもらうことと、政府の助成も必要でございます。

とが主張されておるわけでござります。仲裁裁定の中でも、こういう問題に關しましては、他の同じような条件下にある労働者との均衡を考えながら労使間で協議をすることを期待すると述べられておりますので、われわれも、国鉄の労使間の中で、この趣旨を踏まえて解決をするように努力をすることを期待をいたしておるわけでございま

卷之三

○副議長（秋田大助君） 河村勝君

は今後とも続くと思います。ただ、ミクロ的には、その年その年で多少の変化もございましょうが、大体これを前提にして考えてしかるべきではないか。

なお、運輸省にござります交通政策審議会で検討をいたしておりますが、この答えが出ますときにも十分これを参考にいたしたいと思いますが、いま申し上げましたような前提に立ちまして、鉄道の輸送需要としたてようものを考えながら二カ年間で再建しようとか。

ます。したがいまして、これをやるにつきましては、しかし、労使間でも十分相談をして万遺憾ないよう進めように国鉄当局も考えておりますし、また、合理化、近代化にも、労使相互が理解の上で協力するよう努めをしてまいるように指導いたしたいと考えております。

それから、賃金格差のことがちょっとお話をございましたが、恐らく国鉄の中で施設関係の従業員の賃金格差の問題であろうかと思います。これは過去三年間の仲裁裁定でも触れられておることございますが、これは、これらの施設関係の組合員の職務の特殊事情というものがございまして、それとの関係で他の賃金格差があるというふ

は出したわけでござります。なお、これらの赤字
線の持立ちますその地方に貢献いたしております使命等を考えまして、あるいは廃止するなり、あるいは他の代替交通機関に任すなり、あるいは地元公共団体がこれを引き受けるなり、これらの問題は、いろいろな方法がござりますので、国鉄の内部におきましても十分検討し、政府もこれに対する十分応援をするつもりでござりますし、また、原則はその地方の人たちの要望を十分尊重して整理するという方向で考えたいと思つておるわけでござります。

なお、貨物の運賃につきまして、大企業優遇ではないかというお話をございましたが、先ほどど

○河村勝君 私は、民社党を代表して、ただいま上程された国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案に対し質問をいたしました。

すでに多くの問題について質問が行されましたので、私は最も重立つた二、三の点についてだけ政府案の問題点を指摘して、同時に私の国鉄再建案についての意見を申し述べますので、總理、大臣、運輸大臣、それぞれの立場から所信を述べていただきたいと思います。

国鉄は、昭和三十九年度に初めて赤字に転落したとして、自來昭和四十四年の第一次再建案、それから昭和四十八年の第二次再建案、二度にわたる再

再建できるという確信を持つておるわけでござります。したがつて、改めて暫定的な計画をつくるということは現在考えていないでござります。

それから、十年間に六万五千人の人員削減を考えるが、これを考へ直したらどうかという御意見もございました。やはりこの際、国鉄の再建を考えます場合に、お客から運賃改定に協力してもらうことと、政府の助成も必要でござりますが、国鉄内部としても、それに対応するだけの合理化なり近代化を図らなければなりません。しかも、たびたび申し上げますように、収入のほとんどを人件費が食ってしまうというこの交通企業体としての実態は、どう考へても不自然でござります。したがつて、どうしても人員の経済化といふことは考えなくてはならないと思うわけでござります。したがいまして、これをやるにつきましては、しかし、労使間でも十分相談をして方遺憾ないように進めるよう國鉄当局も考えておりますし、また、合理化、近代化にも、労使相互が理解の上で協力するよう努力をしてまいるよう指導いたしたいと考えております。

それから、賃金格差のことがちょっとお話をございましたが、恐らく國鉄の中で施設関係の従員の賃金格差の問題であるうかと思います。これは過去三年間の仲裁裁定でも触れられておることでございますが、これは、これらの施設関係の組合員の職務の特殊事情というものがございまして、それとの関係で他の賃金格差があるといふ

じような条件下にある労働者との均衡を考えながら、労使間で協議をすることを期待すると述べられておりますので、われわれも、国鉄の労使間の中でも、こういう問題に關しましては、他の同様の問題と並んで、この趣旨を踏まえて解決をすると期待するように努力をすることを期待をいたしております。

それから、赤字の問題で、新線、それから地方路線の問題がございましたが、現在の国鉄の地方路線でほとんどが赤字であることは御承知のとおりでございますが、しかし、赤字と言ひながら、國鉄の公共的使命から言いますとこれを廃止するわけにいかない。したがつて、今回も、額は小さうございますが、百七十二億の補助金を政府は出したわけでございます。なお、これらの赤字は、線の持ちますその地方に貢献いたしております使命等を考えまして、あるいは廃止するなり、あるいは他の代替交通機関に任すなり、あるいは地主公共団体がこれを引き受けれるなり、これらの問題解決は、いろいろな方法がございますので、国鉄の内部におきましても十分検討し、政府もこれに対する支援を十分行なうつもりでございますし、また、原則はその地方の人たちの要望を十分尊重して処理するという方向で考えたいと思っておるわけですがございます。

シエアを国鉄が分担しておるにすぎない。その運賃収入も三千億にすぎないという状況でございまので、これ以上極端に運賃を上げますと本当に非常に赤字ではございますが、旅客と大体同じ程度に今回は五〇%の値上げということで、将来は五年間の間に固定経費ぐらいは積う程度に持っていきながら、貨物を失わないよう心をこめて努力をするつもりでおるわけでございます。

以上、申し上げる次第でござります。（拍手）

○副議長（秋田大助君） 河村勝君。

〔河村勝君登壇〕

○河村勝君 私は、民社党を代表して、ただいま上程された国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案に対し質問をいたします。

すでに多くの問題について質問が行われましたので、私は最も重立つた一、二の点についてだけ政府案の問題点を指摘して、同時に私の国鉄再建案についての意見を申し述べますので、総理、大臣、運輸大臣、それぞれの立場から所信を述べていただきたいと思います。

国鉄は、昭和三十九年度に初めて赤字に転落をしたとして、自來昭和四十四年の第一次再建案、それから昭和四十八年の第二次再建案、一度にわたる重

建計画が立てられましたが、いずれも二年を待たずして挫折をして、その後国鉄財政は悪化の一途をたどって、とうとう昭和五十年度末で累積赤字三兆一千億、長期債務残高六兆八千億という巨額に達して、いまや完全な破産状態に陥ったのであります。

この経過を通じて、政府は、国鉄のこの病根といふものがどこにあるかを、すでに十分に認識をされたはずであります。現に今度の政府案を見て、政府の財政援助の項目だけを見れば、それがわかつているというふうに解される。それにもかかわらず、現実にでき上がったものを見ると、從来のものに比べれば大分前進したと言うことがであります。しかし、結局は中途半端なものに終わつて、依然として、いわば肺炎の患者に熱冷ましを飲ませるというたぐいのものに終わっているのは、一体いかなる理由に基づくものであるか。

政府の今度提案された国鉄再建計画を一言にして評すれば、財政あつて国民経済なし、そういう種類のものであります。

昨年十二月三十一日の閣議了解の国有鉄道再建対策要綱によれば、向こう二カ年で国鉄財政の収支を均衡させることを目標にして、それに基づいて、下回つてしまつて、増収の実質といふもの

て運賃値上げと財政措置を計画しているのであります。

そして収支試算によれば、また先ほどの福田副総理の発言にも明らかのように、名目五〇%の運賃値上げを二年連続して、五十一年、五十二

年の二年度にわたつて実施をするということになります。

暴な政策はかつて前例を見ることができません。なつて、およそ、このぐらい乱暴な政策問題を一応別にしても、一体あなた方は、運賃さえ上げれば、それだけ収益が上がるとしてもお考えになつてゐるのであらうか。また、他の運輸機関との運賃水準のバランスが全く崩れてしまふはずだが、一体それをどう考へてゐるのか、その点もきわめて疑わしいのであります。

五十一年度において、旅客運賃を五〇・四%引き上げて、実収率を三六・九%、それから貨物運賃の方は五三・九%引き上げて、実収率は三七・二%を見込んでおります。旅客においてすらこの

実収率はきわめて怪しい。だが、貨物の方に至つては、この增收予定を達成することは全く不可能である。いわんや五十二年度においてさらに五〇%の運賃値上げを強行すれば、貨物輸送は完全に壊滅状態になる。旅客においても、実収率はは

は全くなくなつてしまつて、物価上昇に寄与するだけの効果しかなくなつてしまつ。

国鉄が交通機関の中で独占的地位を占めていた時代ならばいざ知らず、自動車、航空機、船舶と

いうような強力な競争機関が存在して、国鉄の輸送分野といふものは逐年減少している。貨物輸送に至つては、年々絶対量すら減少しているといふ

事実を一體どう認識しているのか。それとも、交通体系全体のバランスをとるために、陸海空軒並みに運賃を倍増するというようなことをもくろんでいるのだとすれば、それこそ大インフレの起爆剤をつくるだけであつて、国民経済的見地から見たら一体どうなるのか。この点についての總理の見解、並びに常に総合交通政策というようなことを言いながら、総合交通政策的に見てこういう事態を一體どう考へてゐるのか、運輸大臣にひとつ御所見をお伺いしたい。(拍手)

すでに政府も気づいておられるように、国鉄財政の本質的な病根というのは二つであつて、これを何とかしなければ解決策がない。大蔵大臣は、先ほどからすでに否定的なことを発言をしておられるけれども、これがなければ、結局何遍やつて

も同じことだといふことを申し上げたい。

一つは、先ほどから話がありますように、国鉄はいかに經營努力をやつてみても、コストをどうしても償うことのできない線区を多く抱えている。二十キロのうち大体九千キロ前後に上る。ここから生ずる赤字といふものが年額二千二百億程度であります。今回の政府が補てんしようとしておられますのは、そのうちわずか百七十二億、鼻くそほどのものであります。政府は、少なくとも、経営努力を前提とした適正コスト、これを賄うだけのものはこの際補てんする決意を固めなければなりません。どうしてもそれがことし財政事情が悪くない。どうしてもそれがことし財政事情が悪くないといふなら、少なくともそれをやるのできかないといふなら、少なくともそれをやるのできないルールだけはどうしてもことしつくつて、それを逐次軌道に乗せなければならない。

それからもう一つは、言うまでもなく、六兆八千億に達する長期債務であります。これの利子の負担額が年額四千億。この原因といふものは、過去の巨大な通勤輸送対策を初め、ほとんどが国策の要請に基づいた投資による赤字の累積であり、もう一つは、それによって生じた赤字補てんのための借金なのであります。でありますから、政府は、この際、会社更生法を適用した破産会社と同じ

官 報 (号 外)

領肩がわりをして、再建のために一回身軽にして、これから働けばよくなるのだというだけの条件をつくらなければならない。それが今回の政府の肩がわり分というのは二兆五千億、大きいようであるけれども、これはただ現在の赤字補てんのための借入金にも満たないということでありますから、これではとても肩がわりしただけの値打ちはございません。

（おのづか）の御す

國鐵は財政改革だけでなく再建されるものではあり

最後に、一言だけ申し上げておく。近く予定さ

確かに、国鉄の労使関係はきわめて憂慮すべき状態にあります。そのために、最も大切な国鉄の現場の相当な部分が組合管理的な様相を呈して、第一線の管理者は完全に意欲を喪失している。そのため、職場規律は弛緩をし、秩序は乱れて、信賞必罰は全く行われない。単に違法ストが頻発しているというだけではなくて、過般のストライキの中止の際、このときには象徴的な事件が幾つか発生をしております。

建はどういません。だからわれわれも、国鉄労使に対しても強い反省を求めるものであります。しかしながら、それだからといって、国鉄再建についての政府の責任を免れることはできないのです。もちろん、労使関係が乱れていることによって経営能率を阻害して、それが財政悪化につながっている部分があることは私も否定はしない。しかし、今日の国鉄財政破綻の責任の大半の部

上支出不可能だという理由のもとに、不承認の議決を国会に求めるやに聞いております。公労法はけたて仲裁の争議行為を禁止すると同時に、その代償として仲裁制度をつくっておりまます。仲裁裁定をじゅんりんするようなことがあれば、政府は一度と再び法の遵守を労働組合に要求する資格を失います。同時に、今まで法を守つてまじめに行動してきた労働組合までもストに追いやるという結果に

そこで初めて自然に、適正水準、国鉄の收支を衡させるためにどれだけ運賃を上げたらしいのか

という、そういう運賃水準というものがおのずから出てくる。それが出てきたときに、初めて政府は、国民に対して、利用者負担のためにこれだけは

引き上げなければならぬといふことを堂々とおっしゃるべきである。私はそう考へるのでありますか、どうお考へであるか。

こういう私たちの主張に対し、国鉄の労使關係というものが非常に荒廃をして、国鉄の労使關係からなすべきこともなしておらない。そういう現状で巨額な政府の出資をするということは国民感情から見て許さないという有力な意見が

うだけの理由で、ストで休養十分分を乗務員が百数
十人待機しておるにもかかわらず、一本の新幹線
を動かせなくて、そのために後続の列車多数が遅
延、運休をしておる。こういう種類の事件といふ
のはいわば冰山の一角であつて、これが国鉄管理上
体制崩壊の象徴であります。

い。しかし、今日の国鉄財政破綻の責任の大半の部分は、政府が長きにわたって多くの公共負担を背負わせながら、手をこまねいて国鉄の衰退を放置してきたというところに本質的な原因があるのです。

だから、政府はまず国鉄財政再建の基盤をつくりて、一生懸命国鉄労使ががんばりさえすれば國鉄は立ち直ることができるのだという。そういう条件をまずつくらなければならない。それだけは

た労働組合までもストに追いやるという結果になつて、国鉄労使関係をどろ沼に追い込む結果となるであらうといふことを最後に警告をして、この質問を終わります。(拍手)

きたというところに本質的な原因があるのです。だから、政府はまず国鉄財政再建の基盤をつくりて、一生懸命国鉄労使ががんばりさえすれば

の質問を終わります。（拍手）

底的にその責任を糾弾すべきであらうと思う。政府の所見をお尋ねしたい。

らないわけでございまして、これは来年度におき
る物価動向なども十分に配慮して決めなければ

らぬと考えております。まあ政府自身は、インフレを抑えながら景気を回復するというのが、これは三木内閣の絶対の経済政策の目標でござりますから、物価の動向に対しても慎重に検討いたしましたが、この値上げによって〇・五程度の影響は受けるけれども、これがせっかく鎮静に向かっておる物価水準を大きく押し上げいく要因にはならないという判断のもとに、この改定率を決定したわけでござります。

河村君の言われます、国鉄というものの総合交通体系における位置づけといふものは慎重に検討すべきものだという点は、お説のとおりに考えます。諸外国においては、自動車の発達によって、旅客輸送の機能として国鉄の機能は低下しておる貨物もだんだんとトラックなんかに押されてはおりますけれども、中距離あるいは長距離の大量な貨物輸送というものに対しても国鉄の役割りといふものは、やはり持ち続けておるのではない。かくいうことから、この値上げによっては、國鐵の再建には労使関係というものが正

た場合にいろいろな変化はござりますが、日本の中に置いて再建を考えていこうということです。また、國鐵の今回の運賃の改定というものは、いろいろ財源という、國鐵の財政面だけの配慮にすぎぬではないかという御批判でございますが、國鐵というものが独立した企業体でござりますから、やはり収支というものの均衡をとるところは必要であつて、そのためには、國鐵自身がで

きるだけこの經營を合理化して、そして経費を節減するという努力は必要であつて、それを行つて、政府もできるだけ國鐵というものの持つておる役割りを考え、國民生活への影響が大きいわざで、政府も話し合いをしていけば、私は、今日のようないままだに当事者の能力というものは実際持つてなかりと正確に把握することが必要だと思うわけであります。その正確に把握した基礎の上に立つて労使が話し合いをしていけば、私は、今日のようないい問題についてもあわせて検討してみたいといふことで、専門家によつてこの問題は意見を徴したものと共通の土俵の上に立つて話し合いの余地があるのではないか、現状の認識に対して共通の厳しい認識が足らない点も私は確かにあります。こういふ点から、今後とも労使関係といふものについては、國鐵の再建の上において大きなこれは問題点である。問題点として河村君の御指摘は全く同感のあります。

〔國務大臣木村陸男君登壇〕

○國務大臣(木村陸男君) 根幹に触れる問題がたり得る。まあ今度は、累積赤字の一部をたな上げして國庫助成を強化したのでござりますが、今後の一つの課題だと思っています。

また、國鐵の再建には労使関係といふものが正

常化されることが絶対に必要だという意見は、河村議員のおっしゃることも、確

村君の意見と私も同様に考える。この再建に対しても労使がお互いに協力してがんばったならば、國鉄は希望の持てるものになるという確信を労使が持つことは絶対に必要でございます。そういうた

めには、國鐵の財政面からの収支の均衡をとることも必要でございますし、労使間が、國鐵の置かれておる現状というもの、この厳しい現状をしっかりと正確に把握することが必要だと思うわけであります。その正確に把握した基礎の上に立つて労使が話し合いをして、どうしてもまとまりない場合にストップの問題が起ころのですが、事者がいろいろ話し合いをして、どうしてもまとまりない場合には、國鐵自身がで

ました。

もう少し公共企業体のあり方自身を根本的に検討したらどうか。あるいはまた、当事者の能力、当事者がいろいろ話し合いをして、どうしてもまとまりない場合には、國鐵自身がで

ました。

かに私は憂慮をいたしております。しかし、五〇%の運賃改定ということは、どうしてもこの際、国鉄の再建のためには必要である、こういう考え方でやつておりますので、これによって総合交通体系のパターンが変わってくる——確かに変わってくると思いますが、どのように変わってくるかということを一応見まして、総合交通体系は、半分はあらかじめ考えるべき問題であり、半分はやはり実際の事態を見て処理すべき問題だらうと思いますので、これらの点をわきまえて今後の交通総合体系を見直していきたいと思っております。

それから、六兆八千億の債務の問題でございまですが、赤字は、一応入るべき旅客収入、貨物収入等が入らなかつたための借金であるから、これはある程度国があんどうを見よう。しかし、債務は投資でござりますので、企業としての財産もふえるわけでござりますから、これは一応企業の責任で将来にわたつて返還するという、こういう基本的な考え方で今後の処理をいたすわけでございました。

その他他の問題は、總理から概括的にお話がございましたので、以上で終わります。

かに私は憂慮をいたしております。しかし、五〇%の運賃改定ということは、どうしてもこの際、国鉄の再建のためには必要である、こういう考え方でやつておりますので、これによって総合交通体系のパターンが変わってくる——確かに変わってくると思いますが、どのように変わってくるかということを一応見まして、総合交通体系は、半分はあらかじめ考えるべき問題であり、半分はやはり実際の事態を見て処理すべき問題だらうと思いますので、これらの点をわきまえて今後の交通総合体系を見直していきたいと思っております。

それから、六兆八千億の債務の問題でございまですが、赤字は、一応入るべき旅客収入、貨物収入等が入らなかつたための借金であるから、これはある程度国があんどうを見よう。しかし、債務は投資でござりますので、企業としての財産もふえるわけでござりますから、これは一応企業の責任で将来にわたつて返還するという、こういう基本的な考え方で今後の処理をいたすわけでございました。

その他他の問題は、總理から概括的にお話がございましたので、以上で終わります。

〔國務大臣大平正芳君登壇〕

午後四時二十二分散会

予算、事業計画及び資金計画(第1号)についての報告書を受領した。

(通知書受領)

出席國務大臣

内閣總理大臣 三木 武夫君

法務大臣 稲葉 修君

大藏大臣 大平 正芳君

厚生大臣 田中 正巳君

運輸大臣 木村 誠男君

労働大臣 長谷川 峻君

自治大臣 福田 一君

國務大臣 福田 起夫君

出席政府委員

内閣法制局第四部長 別府 正夫君

運輸省鐵道監督 局長 住田 正二君

内閣委員

辞任

補欠

受田 新吉君 安里積千代君 受田 新吉君

法務委員

辞任

補欠

○朗読を省略した議長の報告

(報告書受領)

一、去る七日、内閣を経由して郵政大臣村上勇君

から、放送法第三十七条の二第三項の規定に基

づく日本放送協会昭和五十一年度暫定補正收支

文教委員

辞任

補欠

佐々木良作君 小沢 貞孝君 佐々木良作君

たします。

昭和五十一年五月十一日 衆議院会議録第十七号(一) 講説を省略した議長の報告

受田 新吉君	安里積千代君	議院運営委員	(議案提出)
社会労働委員		辞任	補欠
瓦 力君	德安 實藏君	小沢 貞孝君	佐々木良作君
德安 實藏君	瓦 力君	佐々木良作君	小沢 貞孝君
商工委員		辞任	補欠
山崎 拓君	左藤 恵君	佐々木良作君	小沢 貞孝君
左藤 恵君	山崎 拓君	佐々木良作君	小沢 貞孝君
運輸委員		辞任	補欠
片岡 清一君	正森 成二君	佐々木良作君	小沢 貞孝君
片岡 清一君	津金 佑近君	佐々木良作君	小沢 貞孝君
大蔵委員		辞任	補欠
横路 孝弘君	堀 昌雄君	佐々木良作君	小沢 貞孝君
横路 孝弘君	堀 昌雄君	佐々木良作君	小沢 貞孝君
社会労働委員		辞任	補欠
稻葉 誠一君	多賀谷真穂君	佐々木良作君	小沢 貞孝君
稻葉 誠一君	多賀谷真穂君	佐々木良作君	小沢 貞孝君
予算委員		辞任	補欠
細田 吉藏君	堀 昌雄君	佐々木良作君	小沢 貞孝君
河村 勝君	横路 孝弘君	佐々木良作君	小沢 貞孝君
池田 祺治君	林 百郎君	佐々木良作君	小沢 貞孝君
河村 勝君	横路 孝弘君	佐々木良作君	小沢 貞孝君
横路 孝弘君	堀 昌雄君	佐々木良作君	小沢 貞孝君
(議案付託)			
一、去る八日、議員から提出した議案は次のとおりである。	一、去る八日、議員から提出した議案は次のとおりである。	一、去る七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。	一、去る八日、議員から提出した議案は次のとおりである。
環境影響審査に基づく開発行為の規制に関する法律案(島本虎三君外四名提出)	環境影響審査に基づく開発行為の規制に関する法律案(島本虎三君外四名提出)	環境影響審査に基づく開発行為の規制に関する法律案(武藤山治君外四名提出)	環境影響審査に基づく開発行為の規制に関する法律案(武藤山治君外四名提出)
(議院運営委員長提出)	(議院運営委員長提出)	(議院運営委員長提出)	(議院運営委員長提出)
一、昨十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	一、昨十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	一、今十一日、委員長から提出した議案は次のとおりである。	一、今十一日、委員長から提出した議案は次のとおりである。
社会労働法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)	社会労働法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)	国会議員互助年金法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)	国会議員互助年金法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)	法律案(島本虎三君外四名提出)	法律案(島本虎三君外四名提出)
衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案(議院運営委員長提出)	衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案(議院運営委員長提出)	衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案(議院運営委員長提出)	衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案(議院運営委員長提出)
かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)	かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)	衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案(議院運営委員長提出)	衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案(議院運営委員長提出)
土地増価税法案(武藤山治君外三名提出、衆法外四名提出、衆法第一二二号)	土地増価税法案(武藤山治君外三名提出、衆法外四名提出、衆法第一二二号)	租税特別措置法の一部を改正する法律案(武藤山治君外三名提出、衆法第一二二号)	租税特別措置法の一部を改正する法律案(武藤山治君外三名提出、衆法第一二二号)
山治君外四名提出、衆法第一二二号)	山治君外四名提出、衆法第一二二号)	法人税法の一部を改正する法律案(武藤山治君外四名提出、衆法第一二二号)	法人税法の一部を改正する法律案(武藤山治君外四名提出、衆法第一二二号)
(議案付託)	(議案付託)	(議案付託)	(議案付託)
一、去る八日、予備審査のため参議院から送付された議案は次のとおりである。	一、去る八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。	一、去る八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。	一、去る八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
建設労働法案(川俣健二郎君外九名提出、衆法第一五号)	建設労働法案(川俣健二郎君外九名提出、衆法第一五号)	社会労働委員会 付託	社会労働委員会 付託
女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の	女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の	女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の	女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の

確保に関する法律の一部を改正する法律案（錦

木美枝子君外一名提出、參法第一四号）（予）

文教委員会 付託

（議案送付）

一、去る七日、參議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

林業改善資金助成法案

漁業重建整備特別措置法案

中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案

漁船船主責任保険臨時措置法案

一、去る七日、予備審査のため次の本院議員提出

案を參議院に送付した。

昭和五十一年分の所得税の臨時特例に関する法律案（武藤山治君外四名提出）

所得税法の一部を改正する法律案（武藤山治君外四名提出）

（議案送付）

有価証券取引税法の一部を改正する法律案（武藤山治君外四名提出）

法人税法の一部を改正する法律案（武藤山治君外四名提出）

租税特別措置法の一部を改正する法律案（武藤

山治君外四名提出）

土地増価税法案（武藤山治君外三名提出）

建設労働法案（川保健二郎君外九名提出）

案を參議院に送付した。

一、今十一日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

（議院運営委員長提出）

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案

（議院運営委員長提出）

国会における各会派に対する立法事務費の交付

（議院運営委員長提出）

国会における各会派に対する立法事務費の交付

（議院運営委員長提出）

かれる支部図書館法の規定により行政各部門に置

（議院運営委員長提出）

一、去る八日、參議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

昭和五十一年度一般会計予算

昭和五十一年度特別会計予算

昭和五十一年五月十一日 衆議院会議録第十七号〔〕朗読を省略した議長の報告

（答弁通知書受領）

一、去る七日、内閣から、衆議院議員清水徳松君提出飯能市国民健康保険診療報酬請求書審査委員会による療養の給付についての審査を廃止し

埼玉県国保団体連合会にその審査を移管する決議にかかる係争問題に関する質問に対して、実情を調査する必要があり、これに日時を必要とするため、昭和五十一年五月二十二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

衆議院会議録第十五号中正誤	
ページ	段行 誤 正
四九	二 二 最小限 最小限度
五〇	三 末 施行を 正
五七	段行 誤 正

明治二十九年三月三十日
第三種郵便物記可

昭和五十一年五月十一日 衆議院會議錄第十七号(一)

○第七十七回
國會衆議院會議錄 第十七號(二)

官報

号外 昭和五十一年五月十一

昭和五十一年五月十一日

行を制限することができる。

号) 第二十三条第一項の規定による通報をした場合は、この限りでない。

一 当該排出された危険物が積載されていた船
舶の船長又は当該排出された危険物が管理さ

二 前号の船舶内にある者及び同号の施設の従業者である者以外の者で当該危険物の排出の

原因となる行為をしたもの（その者が船舶内にある者であるときは、当該船舶の船長）に該規定する事態を発見した者は、速確な

く、その旨を最寄りの海上保安庁の事務所に通報（なげいぱよつぽい）。

第一項に規定する場合において、同項各号に

掲げる者は、直ちに、引き続く危険物の排出の方針及び排出された危険物の火災の発生の防止

防止及び排出された危険物の火災の発生の防止のための応急措置を講ずるとともに、危険物の

排出があつた現場付近にある者又は船舶に対し主張を起訴する二つの措置を講じなければならぬ。

注意を喚起するための措置を講じなければなりません。

(海上火災が発生した場合の措置)

第四十二条の三 貨物としてばら積みの危険物を積載している船舶、海洋危険物管理施設又は危

險物の海上火災が発生したときは、次に掲げて
者は、重前省令で定めるところにより、海上に

者は、運輸省令で定めるところにより、海上火災が発生した日時及び場所、海上火災の状況並

びに海上火災が発生した船舶若しくは海洋危険物管理施設又は海上火災が発生した危険物が付

物管理施設又は海上火災が発生した危険物が積載されていた船舶若しくは管理されていた海運

危険物管理施設 その他の施設（陸地にあるもの）

を含む)の開示請求が事務所に提出された場合、安庁の事務所に通報しなければならない。たゞ

し、第三十八条第一項、前条第一項又は石油

昭和五十一年五月十一日 衆議院會議錄第十七号(白)

(資本金) 第四十二条の十六 センターの資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。	
2 センターは、必要があるときは、運輸大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。	
3 政府は、前項の規定によりセンターがその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、センターに出資することができる。 (持分の払戻し等の禁止)	
第四十二条の十七 センターは、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。	
2 センターは、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。 (持分の譲渡等)	
第四十二条の十八 政府以外の出資者は、その持分を譲渡することができる。	
2 政府以外の出資者の持分の移転は、譲受け者について第四十二条の五十一第二項各号に掲げる事項を出資者原本に記載した後でなければ、センターその他第三者に対抗することができない。	
(名称) 第四十二条の十九 センターは、その名称中に海上災害防止センターという文字を用いなければならない。	
2 センターでない者は、その名称中に海上災害防止センターといふ文字を用いてはならない。 (登記) 第四十二条の二十 センターは、政令で定めるところにより、登記しなければならない。	
2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。 (民法の準用) 第四十二条の二十一 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、	
2 センターの会長となるべき者は、前項の規定により、会長を補佐してセンターの業務任命する。	
センターについて準用する。 (発起人) 第四十二条の二十二 センターを設立するには、海上防災について学識経験を有する者七人以上が発起人となることを必要とする。	
2 発起人は、定款及び事業計画書を作成し、政府以外の者に対する出資を募集しなければならない。 (設立の認可) 第四十二条の二十三 発起人は、前条第二項の募集が終わったときは、定款及び事業計画書を運輸大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。 (設立の登記) 第四十二条の二十四 運輸大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。 一 設立の手続並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。 二 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。	
第四十二条の二十九 三 職員、設備、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。 四 前号に定めるもののほか、事業の運営が健全に行われ、海上防災のための措置の実施により国民の生命、身体及び財産の保護に資することが確実であると認められる。(事務の引継ぎ) 第五十二条の二十五 設立の認可があつたときは、センターは、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 (役員の職務及び権限) 第四十二条の二十八 センターに、役員として、会長一人、理事長一人、理事四人以内及び監事一人を置く。	
2 役員の選任は、運輸大臣の認可を受けなければ、その業務を終理する。 (職員の任命) 第四十二条の二十九 会長は、センターを代表し、その業務を終理する。 3 理事長は、センターを代表し、定款で定めるところにより、会長を補佐してセンターの業務任命する。	
セントラルによる事務の引継ぎを受けたときは、運輸なく、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に對し、出資金の払込みを求めなければならない。 第四十二条の二十六 センターの会長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、運輸なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。ただし、運輸大臣に意見を提出があつたときは、運輸なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。 2 センターは、設立の登記をすることによつて成立する。 (定款記載事項) 第四十二条の二十七 センターの定款には、次の事項を記載しなければならない。 一 目的 二 名称 三 事務所の所在地 四 資本金、出資及び資産に関する事項 五 役員の選任方法その他の役員に関する事項 六 評議員会に関する事項 七 業務及びその執行に関する事項 八 財務及び会計に関する事項 九 定款の変更に関する事項 十 公告の方法 十一 設立当初の役員	
2 センターの定款の変更は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 (役員) 第四十二条の三十二 会長は、理事又はセンターの職員のうちから、センターの業務の一部に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができます。 (評議員会) 第四十二条の三十三 センターに、毎事業年度の予算及び事業計画その他のセンターの運営に関する重要な事項を審議する機関として、評議員会を置く。	
3 評議員は、海上防災について学識経験を有する者のうちから、運輸大臣の認可を受けて、会長が任命する。 (職員の任命) 第四十二条の三十四 センターの職員は、会長が	

(役員及び職員の公務員たる性質)

第四十二条の三十五 センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務)

第四十二条の三十六 センターは、第四十二条の十三の目的を達成するため、次の業務を行う。

一次条の規定による海上保安庁長官の指示により排出油の防除のための措置を実施し、当該措置に要した費用を第四十二条の三十八の規定により徴収すること。

二 船舶所有者その他の者の委託により、消防船による消火及び延焼の防止その他海上防災のための措置を実施すること。

三 海上防災のための措置に必要な油回取船、油を回収するための機械器具、オイルフーンその他の船舶、機械器具及び資材を保有し、これらを船舶所有者の利用に供すること。

四 海上防災のための措置に関する訓練を行うこと。

五 海上防災のための措置に必要な機械器具及び資材並びに海上防災のための措置に関する技術について調査及び研究を行い、その成果を普及すること。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

七 前各号に掲げるもののほか、第四十二条の十三の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

センターは、前項第七号に掲げる業務を行おうとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(センターハイに対する指示)

第四十二条の三十七 海上保安庁長官は、緊急に排出油の防除のための措置を講ずる必要がある場合において、第三十九条第三項の規定により

措置を講すべき者がその措置を講じていないと認められるとき、又は同項の規定により措置を講すべきことを命ずるいとまがないと認められるときは、同項に規定する措置のうち必要と認められるものを講すべきことを、センターに対し、指示することができる。

(センターの措置に要した費用の負担)

第四十二条の三十九 センターは、前条の規定により海上保安庁長官が指示した措置を講じたときは、当該措置に要した費用で運輸省令で定める範囲のものについて、運輸省令で定めるところにより、海上保安庁長官の承認を受けて、当該措置に係る排出された油が積載されていた船舶の船舶所有者若しくは排出された油が管理されていた海洋施設その他の施設(陸地にあるものを含む。)の設置者に負担させることができる。ただし、第四十一条第一項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

2 センターは、前項の規定による負担金を徴収しようとするときは、当該負担金の納付義務者に対し、運輸省令で定めるところにより、負担金の額、納付期限及び納付方法を通知しなければならない。

(業務方法書)

第四十二条の三十九 センターは、業務の開始前に、業務方法書を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、運輸省令で定める。

(基金)

4 センターは、前項の通知を受けた納付義務者が納付期限までに同項の負担金を納付しないときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

3 センターは、前項の規定により督促をするときは、納付義務者に対し、督促状を発する。これは、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならぬ。

5 センターは、第三項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までに負担金及び第七項の規定による延滞金を納付しないときは、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならぬ。

センターは、前項第七号に掲げる業務を行おうとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(センターハイに対する指示)

第四十二条の三十七 海上保安庁長官は、緊急に

官の認可を受けて、滞納処分をすることができる。

(事業年度)

第四十二条の四十一 センターの事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日につ終わる。

6 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

7 センターは、第三項の規定により督促をしたときは、負担金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納付期限の翌日からその負担金の完納の日又は財産の差押えの日の前日までの日数により計算した額の延滞金を徴収することができる。ただし、運輸省令で定める場合は、この限りでない。

8 第四十一条第四項及び第五項の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは、「第四十二条の三十八第一項」と読み替えるものとする。

(業務方法書)

第四十二条の三十九 センターは、業務の開始前に、業務方法書を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、運輸省令で定める。

(基金)

4 センターは、前項の規定により督促をするときは、納付義務者に対し、督促状を発する。これは、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならぬ。

3 センターは、前項の通知を受けた納付義務者が納付期限までに同項の負担金を納付しないときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

4 センターは、前項の規定により督促をするときは、納付義務者に対し、督促状を発する。これは、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならぬ。

センターは、前項第七号に掲げる業務を行おうとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(センターハイに対する指示)

第四十二条の三十七 海上保安庁長官は、緊急に

官の認可を受けて、滞納処分をすることができる。

(事業年度)

第四十二条の四十一 センターの事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日につ終わる。

(予算等の認可)

第四十二条の四十二 センターは、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第四十二条の四十三 センターは、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に運輸大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 センターは、前項の規定により財務諸表を運輸大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(出資者に対する書類の送付)

第四十二条の四十四 センターは、第四十二条の三十九第一号及び第二号の業務に関する基金を設け、第四十二条の十六第一項の規定により出資され、又は同条第二項の認可を受けた場合において出資された金額とこれらの業務に要する資金に充てるなどを条件として政府以外の者から出資された金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 前項の基金は、運輸省令で定めるところにより、毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益又は損失の額により増加し又は減少するものとする。

(借入金)

4 センターは、資金の借入れ(借換えを含む。)をしようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第四十二条の四十五 センターは、資金の借入れ(借換えを含む。)をしようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第四十二条の四十六 センターは、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、運輸大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(運輸省令への委任)

第四十二条の四十七 この法律に規定するもののほか、センターの財務及び会計に関する必要な事

(地方税法の一部改正)

第十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「自動車事故対策センター」の下に「海上災害防止センター」を加える。

附則第十条に次の二項を加える。

道府県は、海上災害防止センターが海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第二百三十六号)第四十二条の三十一第一項第四号に規定する業務の用に供する家屋で政令で定めるものを取得した場合においては、当該取得が昭和五十三年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該家屋の取得に対しては、不動産取得税を課することが得られない。

附則第十四条第二号中「海洋汚染防止法(昭和四十五年法律第二百三十六号)第三十九条の二」を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第三十九条の三」に改める。

(所得税法の一部改正)

第十六条 所得税法(昭和四十一年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中海外経済協力基金の項の次に次のように加える。

海上災害防止法(昭和四十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中宇宙開発事業団の項の次に次のように加える。

(法人税法の一部改正)

第十七条 法人税法(昭和四十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中宇宙開発事業団の項の次に次のように加える。

海上災害防止法(昭和四十一年法律第三十六号)の一部を次のように加える。

(海上保安庁法の一部改正)

第十八条 海上保安庁法(昭和二十三年法律第二百一十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第十号中「海洋汚染防止法」を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に改め、同号の次に次の二号を加える。

附則第十号中「海洋汚染防止法」を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に改め、同号の次に次の二号を加える。

第十の二 海上災害防止センターに関する事項(運輸省設置法の一部改正)

第五十九条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第五十一号の次に次の二号を加える。

五十一の二 海上災害防止センターを監督すること。

第二十二条第一項第十七号の三中「海洋汚染防止法」を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に改める。

(環境庁設置法の一部改正)

第十八条 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十四号中「海洋汚染防止法」を「海

洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に改める。

海洋汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、海上災害からの国民の生命、身体及び財産の保護に資するため、油の排出又は海上火災による海上災害及びこれに伴う船舶交通の危険を防止するための措置を講ずることとする。

とともに、あわせて海上災害の発生及び拡大の防止に関する業務を行う海上災害防止センターの設立等について定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

(一) 目的及び題名の改正

本法の目的を、海洋の汚染及び海上災害の防止並びに海上火災等に伴う船舶交通の危険の防止を図り、もつて海洋環境の保全並びに

国民の生命、身体及び財産の保護に資することとし、題名を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に改める。

(二) 危険物が排出された場合又は海上火災が発生した場合の措置

排出された危険物の海上火災が発生するおそれがあるとき又は海上火災が発生したときは、船長等は、直ちに最寄りの海上保安庁の事務所に通報するとともに、危険物の排出及び火災の発生の防止又は消火若しくは延焼の防止等のための応急措置を講じなければならぬ。

(三) 緊急の場合における行為の制限

海上保安庁長官は、排出された危険物によ

る海上火災が発生するおそれがある場合にお

り、かつ、海上火災が発生したならば著しい

海上災害が発生するおそれがあるときは、現

場の海域において、火気の使用の制限若しくは禁止又は船舶の退去若しくは進入の中止を命ずることができ、また、海上火災が発生した場合は、現場の海域にある船舶に対し退去又は進入の中止を命ずることができる。

(四) 海上火災が発生した船舶の処分等

海上保安庁長官は、消防若しくは延焼の防

止又は人命の救助のため必要がある場合は、海上火災が発生し、若しくは発生しようとなし、又は延焼のおそれのある船舶、海洋危険物管理施設その他の財産を使用し、移動し、若しくは処分し、又はその使用を制限することができる。

(五) 船舶交通の危険の防止

海上保安庁長官は、船舶の海上火災による船舶交通の障害の発生により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合は、当該船舶の船舶所有者に対し、新たに海上災害及び船舶交通の障害が生ずるおそれのない海域へ曳航すべきことを命ずることができる。また、油若しくは危険物の排出又は海上火災の発生により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがある場合であつて、緊急に船舶交通の危険を防止する必要があると認められるときは、当該周辺の海域を航行する船舶の航行を制限し、又は禁止することができます。

(六) 油回収船等の配備

一定の大きさ以上のタンカーを主要な湾内、内海等の海域において航行させるとき

は、船舶所有者は、油回収船又は油を回収するための機械器具を配備しなければならぬ

第二十八条规定（項第三号の給付基礎日額その他の事情を考慮して労働省令で定める額の總額に労災保険法第二十七条规定第六号又は第七号に掲げる者が從事している事業と同種又は類似のこの法律の施行地内で行われている事業についての業務灾害及び通勤災害に係る災害率、労働福祉事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して労働大臣の定める率（以下「第三種特別加入保険料率」といふ。）を乗じて得た額とする。

2 前項第二項の規定は、第三種特別加入保険料率について準用する。この場合において、同項中「第二種特別加入者」とあるのは、「第三種特別加入者」と読み替えるものとする。

第十五条第一項中「第一種特別加入保険料に關しては」を「第一種特別加入保険料及び保険年度の中途中に労災保険法第三十条第一項の承認があつた事業に係る第三種特別加入保険料に関するは、それぞれ」に改め、同項第二号を次のように改める。

労災保険法第二十九条第一項の準認に
係る事業への事業を除く。)にあつては、
その使用するすべての労働者に係る賃金
総額の見込額について前号の規定の例に
より算定した一般保険料及びその保険年
度における第十三条の労働省令で定める
額の総額(その額に千円未満の端数があ
るときは、その端数は、切り捨てる。以
下同じ。)の見込額(労働省令で定める場
合にあつては、直前の保険年度における
同条の労働省令で定める額の総額。ハに
おいて同じ。)に当該事業についての第一
種特別加入保険料率を乗じて算定した第
一種特別加入保険料

別加入保険料 ての規定の例により算定した第三種特別加入保険料 第十五条第一項第三号中「前条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条第二項第一号中「前項第一号」を「前項第二号イ」に改め、同項第三号中「前条第一項」を「第十四条第一項」に改める。

第十六条条中「又は第十四条第一項の労働省令で定める額の総額の見込額」を「第十四条第一項の労働省令で定める額の総額の見込額又は第十四条の二第一項の労働省令で定める額の総額の見込額」に改める。

第十七条第一項中「又は第二種特別加入保険料率」を「第二種特別加入保険料率又は第三種特別加入保険料率」に改める。

ハ 第十五条第一項第二号ハの事業にあつては、その使用したすべての労働者に係る賃金総額について前号の規定の例により算定した一般保険料及びその保険年制度における第十三条の労働省令で定める額の総額についてイの規定の例により算定した第一種特別加入保険料及びその保険年制度における第十四条の二第一項の労働省令で定める額の総額についてロの規定により算定した第三種特別加入保険料率を乗じて算定した第三種特別加入保険料

第四十条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。
被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ職務上ノ原因
由ニ因ル疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾
病ガ医師又ハ歯科医師ノ診療ヲ受ケタル日日
リ起算シ一年六月ヲ経過シタルモ治癒セザリ
場合ニ於テ其ノ者ガ別表第四上欄ニ定ムル一
級乃至三級ニ該当スル程度ノ廢疾ニ状態ニ在
ルトキハ其ノ程度ニ応ジ其ノ者ニ障害年金ヲ
支給スルコトヲ得
第四十一条第一項第一号イ中「得タル額」の下
に「(其ノ額政令ヲ以テ定ムル額ニ満タザルト
キハ當該政令ヲ以テ定ムル額)」を加え、同条第
三項中「障害年金」二、「前二項」一、「前二項」二、

ひ労災保険法第三十条第一項の承認に係る事業にあつては、その使用するすべての労働者に係る賃金総額の見込額について前号の規定の例により算定した一般保険料並びにその保険年度における第十三条の労働省令で定める額の総額の見込額についてイの規定の例により算定した第一種特別加入保険料及び前条第一項の労働省令で定める額の総額の見込額について

額の総額に当該事業についての第一種特別加入保険料率を乗じて算定した第一種特別加入保険料

第四条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)
の一部を次のように改正する。

第三十条の次に次の二条を加える。

第三十一条ノ二 職務上ノ事由ニ因ル傷病手当全
ハ同一ノ疾病又ハ外傷及之ニ因リ発シタル在
病ニ因ル廃疾ニ付障害年金ノ支給ヲ受クル間
其ノ支給ヲ停止ス

第三十四条第六項中「第四十条第三項」を「第
四十一条第四項」に改める。

口 労災保険法第三十条第一項の承認に極
る事業（ハの事業を除く。）につては、
その使用するすべての労働者に係る賃金等
総額の見込額について前号の規定の例によ
り算定した一般保険料及びその保険年度
度における前条第一項の労働省令で定め
る額の総額（その額に千円未満の端数が
あるときは、その端数は、切り捨てる。
以下同じ。）の見込額（労働省令で定める
場合にあつては、直前の保険年度における
同項の労働省令で定める額の総額。ハ
において同じ。）に当該事業についての第
三種特別加入保険料率を乗じて算定した
第三種特別加入保険料

第十九条第一項中「第一種特別加入保険料率」に、「行なつた」を「行つた」と改める。
二 第十五条第一項第二号の事業にあつては、次に掲げる労働保険料率
は、次に掲げる労働保険料率
は、その使用したすべての労働者に係る
る賃金の総額について前号の規定の例にて
より算定した一般保険料及びその保険年
度における第十三条の労働省令で定める

第二十条第一項中「百分の二十」を「百分の十五」に改め、同項第一号中「保険給付の額」の下に「に第十二条第三項の労働省令で定める給付金の額を加えた額」を加え、「第十二条第一項第一号」を「同条第一項第一号」に改め、「第一種特別加入保険料に係る確定保険料の額」の下に「から通勤災害に係る率に応する部分の額を減じた額」を加え、「こえ」を「超え」に、「こえ」を「超えて」に改め、「同項第二号中「保険給付の額」の下に「に第十二条第三項の労働省令で定める給付金の額を加えた額」を、「第一種特別加入保険料に係る確定保険料の額」の下に「から通勤災害に係る率に応する部分の額を減じた額」を加え、「こえ」を「超え」に改める。

第十九条第一項第二号中「第十五条第一項第二号」を「第十五条第一項第二号イ」に改める。

キハ当該政令ヲ以テ定ムル額〕」を加え、同条第三項中「障害年金」の下に「〔前条第二項ノ規定ニ

依り支給セラル障害年金ヲ除ク」を加える。

第四十二条第一項、第四十二条ノ二及び第四

十二条ノ三第三項中「障害年金ノ支給」を「障害

年金(第四十条第二項ノ規定ニ依リ支給セラル

障害年金ヲ除ク)ノ支給」に改める。

第四十四条に後段として次のように加える。

第四十条第二項ノ規定ニ依ル支給セラル障

害年金ノ支給セラル障害年金ノ支給」を「障害

年金(第四十条第二項ノ規定ニ依リ支給セラル

障害年金ヲ除ク)ノ支給」に改める。

第四十五条第二項中「第四十条第二項」を「第

四十九条第三項」に改める。

第五十条ノ二第一項第三号イ中「相当スル額」

の下に「(其ノ額政令ヲ以テ定ムル額ニ満タザル

トキハ当該政令ヲ以テ定ムル額)」を加える。

第五十条ノ八第一号中「障害年金ノ支給」を

「障害年金(第四十条第二項ノ規定ニ依リ支給セ

ラル障害年金ヲ除ク)ノ支給」に改める。

第五十九条ノ二第一項中「除ク」の下に「並ニ

第五十七条ノ二第一項ノ施設ニシテ厚生大臣ノ

定ムルモノニ要スル費用」を加え、同条第二項

中「百分ノ七十」を「百分ノ六十五」に、「百分ノ

百三十」を「百分ノ百三十五」に改める。

別表第四職務上ノ事由ニ因ル癡疾の欄の一級

の項を次のように改める。

タルモノ」を

五

前各号ニ掲グルモノノ外身体ノ機能又ハ精神ニ前各号ト同程度

以上ノ障害ヲ有スルモノニシテ厚生大臣ノ定ムルモノ

傷病ガ治療セズ身体ノ機能又ハ精神ニ前各号ト同程度以上ノ障

害ヲ有スルモノニシテ厚生大臣ノ定ムルモノ

タルモノ」を

七

前各号ヲ「リスフラン」関節以上ニテ失ヒタルモノ

八

前各号ニ掲グルモノノ外身体ノ機能又ハ精

神ニ前各号ト同程度以上ノ障害ヲ有スルモノ

ノニシテ厚生大臣ノ定ムルモノ

タルモノ」を

九

前各号ニ掲グルモノノ外身体ノ機能又ハ精神ニ前各号ト同程度以上ノ障

害ヲ有スルモノニシテ厚生大臣ノ定ムルモノ

タルモノ」を

十

前各号ニ掲グルモノノ外身体ノ機能又ハ精神ニ前各号ト同程度以上ノ障

害ヲ有スルモノニシテ厚生大臣ノ定ムルモノ

タルモノ」を

十一

前各号ニ掲グルモノノ外身体ノ機能又ハ精神ニ前各号ト同程度以上ノ障

害ヲ有スルモノニシテ厚生大臣ノ定ムルモノ

タルモノ」を

十二

前各号ニ掲グルモノノ外身体ノ機能又ハ精神ニ前各号ト同程度以上ノ障

害ヲ有スルモノニシテ厚生大臣ノ定ムルモノ

タルモノ」を

十三

前各号ニ掲グルモノノ外身体ノ機能又ハ精神ニ前各号ト同程度以上ノ障

害ヲ有スルモノニシテ厚生大臣ノ定ムルモノ

タルモノ」を

十四

前各号ニ掲グルモノノ外身体ノ機能又ハ精神ニ前各号ト同程度以上ノ障

害ヲ有スルモノニシテ厚生大臣ノ定ムルモノ

タルモノ」を

十五

前各号ニ掲グルモノノ外身体ノ機能又ハ精神ニ前各号ト同程度以上ノ障

害ヲ有スルモノニシテ厚生大臣ノ定ムルモノ

タルモノ」を

十六

前各号ニ掲グルモノノ外身体ノ機能又ハ精神ニ前各号ト同程度以上ノ障

害ヲ有スルモノニシテ厚生大臣ノ定ムルモノ

タルモノ」を

十七

前各号ニ掲グルモノノ外身体ノ機能又ハ精神ニ前各号ト同程度以上ノ障

害ヲ有スルモノニシテ厚生大臣ノ定ムルモノ

タルモノ」を

十八

前各号ニ掲グルモノノ外身体ノ機能又ハ精神ニ前各号ト同程度以上ノ障

害ヲ有スルモノニシテ厚生大臣ノ定ムルモノ

同欄の三級の項第三号中「精神」を「神經系統ノ機能又ハ精神」に改め、同項中「

五

十指ヲ失ヒ

タルモノ」を

同欄の三級の項第三号中「精神」を「神經系統ノ機能又ハ精神」に改め、同項中「

官 報 (号 外)

昭和五十一年五月十一日 衆議院会議録第十七号(一)

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

五

二の規定による休業給付と同項に規定する障害年金又は障害年金に相当する給付とを支給されていた労働者で施行日以後も引き続きこれらの年金の支給を受けるものについて準用する。この場合において、同項中「第一条の規定による改正後の労働者災害補償保険法(以下「新労災保険法」という。)第十四条」とあるのは「新労災保険法第十四条」とあるのは「新労災保険法第二十二条の二」と、「休業補償給付」とあるのは「休業給付」と、「旧労災保険法第十四条」とあるのは「旧労災保険法第二十二条の二」と読み替えるものとする。

第四条 施行日前に労働者が旧労災保険法の規定による長期傷病補償給付を受けることとなつた場合における労働基準法(昭和二十二年法律第十四号)第十九条の規定の適用については、

第五条 施行日の前日において旧労災保険法第十八条第一項の承認を受けていた事業主及び旧労災保険法第二十九条第一項の承認を受けていた団体は、施行日において新労災保険法第二十八条第一項又は第二十九条第一項の承認を受けたものとみなす。

第六条 新労災保険法第三十条第一項の規定の適用については、この法律の施行地外の地域における通勤災害の実情、その発生状況その他の事情をは握ることができる期間として政令で定める日までの間は、同項中「この保険による保険給付」とあるのは「この保険による業務災害に

これらの事由に該当することとなつた日の属する月の翌月から当該旧支給額以上の額となる前の前月までの月分の当該年金たる保険給付の額は、前項の規定にかかわらず、労働省令で定めるところによつて算定する額とする。

第八条 施行日の属する保険年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）及び当該保険年度における新労災保険法の規定による傷病年金の額に関する新労災保険法の規定による傷病補償年金の額に関する新労災保険法別表第一第一号への規定の適用については、同号ハ中「傷病補償年金」とあるのは、「長期傷病補償給付たる年金」とする。

2 施行日の属する保険年度及び当該保険年度の翌保険年度における新労災保険法の規定による傷病年金の額に関する新労災保険法第二十二条の六第二項において準用する新労災保険法別表第一第一号への規定の適用については、同号ハ中「傷病年金」とあるのは、「長期傷病給付たる年金」とする。

（第二条の規定の施行に伴う経過措置）

第九条 第二条の規定による改正前の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（以下「昭和四十年改正法」という。）附則第十五条第二項に規定する者に支給する附則第一条第一項第三号に規定する日の前日までの間に係る障害補償年金又は長期傷病補償給付たる年金の額については、なお従前の例による。

2 第二条の規定による改正前の昭和四十年改正法附則第十五条第二項に規定する者で、附則第一条第一項第三号に定める日前に死亡したものに係る遺族補償給付及び葬祭料については、なお従前の例による。

第十一条 施行日の属する保険年度の四月から七月までの月分の障害補償年金、遺族補償年金及び傷病補償年金並びに当該保険年度の四月一日から七月三十一日までに支給すべき事由の生じたる障害補償一時金、遺族補償一時金及び昭和四十年改正法附則第四十二条第一項の一時金の額の

改定については、第二条の規定による改正前の昭和四十年改正法附則第四十一条第一項（附則第二十三条の規定による改正前の労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律附則第三条及び附則第二十八条の規定による改正前の昭和四十九年改正法附則第四条第一項の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。この場合において、第二条の規定による改正前の労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「徴収法」という。）第三条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業に関する第三条の規定による改正後の徴収法第十二条第三項の規定の適用については、同項中「労災保険法第二十三条第一項第二号に掲げる事業として支給が行われた給付金のうち業務災害に係るもので労働省令で定めるもの（労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第二号）附則第一条第一項第四号に定める日後に発生した業務災害の原因である事故に関して行われたものに限る。）」とする。

第十二条 第三条の規定による改正後の徴収法第十四条の二第一項の規定の適用については、附則第六条の政令で定める日までの間は、同項中「業務災害及び通勤災害に係る災害率」とあるのは、「業務災害に係る災害率」とする。

昭和五十一年五月一日 衆議院会議録第十七号(一) 地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

地方交付税法等の一部を改正する法律 (地方交付税法の一部改正)

（地方交付税法の一部改正）

第十二条第一項の表道府県の項中「係留施設」を「けいり留施設」に、「外郭施設」を

(2) 投資的経費 人口 を (2) 投資的経費 人口 に、(2) 投資的経費 人口 を 外かく施設

海岸保全施設の延長 （2）投資的経費

九 特別事業債償還費——公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十
において特別に発行を許可された地方債の額

九 特別事業償還費
公共事業費等特別の事業費の財源に充てたため昭和四十
一年六月三十日を期して地方債の額

地方税の減収補てんのため昭和五十年度において特別に発行された地方債の額

改め、同表市町村の項中「係留施設」を「けい留施設」に、「外郭施設」を「外か
〔十〕特別有業賃貸業者〔一六六七五九三二三〕一九四〇年十二月三十日〔一九四〇年十二月三十日〕

十 特別事業償還費
——
特別事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十
おいて特別に発行を許可された地方債の額

十一 特別事業債償還費
（特別事業費に係る公債の額）

十一 地方税減収補て
十一 地方税の減収補てんのため昭和五十年度において特別に発行を許可された地方債の額が、とてて四十一

十一、地方税額取扱い補てん賃償還費
地方税の減収補てんのため昭和五十一年度において特別に

改め、同条第二項の表中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第

を「最近の世相」に改め、同号を同表第二十七号とし、同表第二十九号（「農林大臣が行つた最近の調査」）を「最近の世相」に改め、同号を同表第二十七号とし、同表第二十九号（「農林大臣が行つた最近の調査」）を「最近の世相」として置く。

同表に次の二号を加える。

同表に次の二号を加える。

三十
十補
十年でア
度んで
にの地
おた方
いあ税
て昭の
特和海
別五收
お事業
業者で
てに見
特対に
すが付
てにこ
るつて
發事で
は行業
は税を
税の府
可減県
さ民收
税の付
税の付
ての地
人法方
方の人の
負賃を
ひめ割
額賃と
の和ひ
五百法
分十人
の年の
八度行
う

地に十
方發年
行度原
のをに
額許可
可い
され
特別
のにお
減相い
又当て
補する
別る
ん額に
の發
市行
町を
同村
手に可
あさ
つれ
は地
市方
債の
町村
民額
元老
行の
百分
と人
税入
割率
十八

地方債の額の減収補てんのため同年度において特別に発行を許可された地方債の額の百分の七十五に相当する額

第十三条第五項の表道府県の項中「係留施設」を「けい留施設」に、「外郭施設」を「外」

(2)	投資的經費	人口	熊容補正
每戶保全施設の正義	長崎市補正	を	(2)

七 災害復旧費 — 海岸保全施設の延長・態容補正 — [2] 投資的経費 人口 魅力

七 災害復旧費
災害復旧事業費の財源に充てるため発行を許可された
地方債に係る元利償還金

七 災害復旧費

災害復旧事業費の財源に充てるため発行を許可された
地方債に係る元利償還基金

債償還費(並み清糞料)の支拂いを許可された地方の額の額に於ける発行の許可されたものと昭和五十一年度において特別同表市町村の額中「系留施設」、「トナリ」、「トナリ地主」

七 災害復旧費
— 災害復旧事業費の財源に充てるため発行を許可された
地方債に係る元利償還金 —

附則第八項中「昭和四十八年度から昭和五十一年度まで」を「昭和四十八年度から昭和五十一年度まで」に改め、「昭和四十八年度から昭和五十一年度までの各年度にあつては」及び「とし、昭和五十一年度にあつては第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を減額した額」を削り、同項を附則第六条第一項とし、附則第九項を同条第二項とし、附則第十項中「附則第八項第三号」を「第一項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条に見出しとして「(昭和四十八年度から昭和五十一年度までの各年度の交付税の総額の特例)」を付し、同条の次に次の二条を加える。

(昭和五十一年度分の交付税の総額の特例)

第七条 昭和五十一年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第三号までに掲げる額の合算額から第四号に掲げる額を減額した額とする。この場合において、第三号及び第四号の借入金の額については、前条第三項の規定を準用する。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れられる臨時地方特別交付金の額

六百三十六億円

三 昭和五十一年度における借入金の額に相当する額

(昭和五十二年度から昭和六十一年度までの各年度分の交付税の総額の特例)

四 昭和五十一年度における借入金の額に相当する額

第八条 昭和五十一年度から昭和六十一年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、昭和五十五年度までの各年度にあつては、第一号から第三号までに掲げる額の合算額から第四号に掲げる額を減額した額とし、昭和五十六年度から昭和六十一年度までの各年度にあつては、第一号に掲げる額と第三号に掲げる額との合算額から第四号に掲げる額を減額した額とする。この場合において、第三号及び第四号の借入金の額については、附則第六条第三項の規定を準用する。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 次の表の上欄に掲げる当該各年度に応ずる当該下欄に掲げる金額

年	金額
昭和五十二年度	百二十四億円
昭和五十三年度	四百七十億円
昭和五十四年度	五百三十六億円
昭和五十五年度	五百四十九億六千万円

三 当該各年度における借入金の額に相当する額

四 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

- 2 前項第二号の規定により加算すべき額は、地方財政の状況等に応じ、別に法律で定めるところにより変更することができる。
附則第十一項及び第十二項を削る。
附則第十三項を附則第九条第一項とし、附則第十四項を同条第二項とし、同条の前に見出しがて「特別の地方債の償還費による基準財政需要額の算定方法の特例)」を付する。
附則第十五項を附則第十条第一項として、附則第十六項を同条第二項とする。

附則第十七項を附則第十二条第一項とし、附則第十八項を同条第二項とする。

附則第十九項を附則第十二条第一項とし、附則第二十項を同条第二項とする。

附則第二十一項中「昭和五十一年度」を「昭和五十一年度」に改め、同項を附則第十三条とし、同条に見出しとして「(沖縄県に係る基準財政需要額の算定方法等の特例)」を付する。

附則第二十二項を削る。

別表を次のように改める。

別表(第十二条関係)

道府県	経費の種類	測定単位	単位	費用
一 警察費	二 土木費	1 道路橋りょう費	人につき	四、三一九、〇〇〇円
		(1) 経常経費	道路の面積	一千平方メートルにつき

1 道路橋りょう費	道路の面積	一千平方メートルにつき	一四五、〇〇〇
(2) 投資的経費	道路の延長	一キロメートルにつき	一、一二二九、〇〇〇
(1) 経常経費	河川の延長	一キロメートルにつき	四四、七〇〇

2 河川費	河川の延長	一キロメートルにつき	一四一、〇〇〇
(1) 経常経費	港湾費	一メートルにつき	一四、八〇〇

3 港湾費	港湾(漁港を含む)におけるけい留施設の延長	一メートルにつき	二、四三〇
(2) 投資的経費	港湾(漁港を含む)におけるけい留施設の延長	一メートルにつき	一四、八〇〇

4 その他の土木費	人口	一人につき	四〇六
(2) 投資的経費	人口	一人につき	六〇四

昭和五十一年五月十一日 衆議院会議録第十七号(一) 地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

1 費	2 費	3 費	4 費	5 費	6 費	7 費	8 費	9 費	10 費	11 費	12 費
小学校費	中学校費	高等学校費	教職員數	教職員數	教職員數	教職員數	教職員數	教職員數	教職員數	教職員數	教職員數
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
三、九三一、〇〇〇	二、一八三、〇〇〇	二、一九〇、〇〇〇	一、四〇〇	一、三三、七〇〇	一、四三〇	一、一六三、〇〇〇	一、五二〇	一、六七〇	二、七九〇	三〇六	三一、一〇〇
耕 地 の 面 積	農 家 数	一 戸 に つ き	一 ヘ ク ダ ル に つ き	一 戶 に つ き	失 業 者 数	人 口	人 口	人 口	人 口	人 口	人 口
一、七〇〇	三七、三〇〇	一一一、一〇〇	三〇六	七九〇	六七〇	五二〇	四三〇	三三、七〇〇	四〇〇	七〇〇	九三一、〇〇〇
林野行政	費 経 常 的	費 投 資 的	費 経 常 的	費 投 資 的	費 経 常 的	費 生 活 保 護	費 社 會 福 祉	費 厚 生 労 動 費	費 四	費 4 そ の 他 の 教 育 費	費 1 経 常 経 費
2 費	1 費	2 費	1 費	2 費	1 費	1 費	2 費	1 費	四	4 そ の 他 の 教 育 費	3 費

昭和五十一年五月十一日 衆議院会議録第十七号(一) 地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

（地方財政法の一部改正）

第二条 地方財政法昭和二十三年法律第百九号の一部を次のように改正する。

(昭和五十一年度における地方債の特例)

第三十三条の二 昭和五十一年度に限り、地方公共団体は、第五条第一項ただし書の規定により起こと地方債のはか、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、地方交付税法第十一條に定める方法に準ずるものとして自治省令で定める方法により算定した額の範囲内で、地方債を起ることができる。

(公営企業金融公庫法の一部改正)

第三条 公営企業金融公庫法(昭和三十二年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「以下」の下に「この章及び第三十条において」を加える。

第二十八条の四第三項中「組み入れられた額」の下に「及びその不足する事業年度に納付された第

二十八条の二第二項に規定する納付金の額の合計額」を加える。

第三十一条第一号を次のように改める。

一 国債証券、地方債証券、政府保証債券(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)又は銀行、農林中央金庫若しくは商工組合中央金庫の発行する債券の保有

(新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第四条 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「行ない」を「行い」に、「行なう」を「行う」に、「こえる」を「超える」に、「昭和五十一年度」を「昭和五十五年度」に、「昭和五十五年度」を「昭和六十年度」に改める。

第三条中「昭和五十一年度」を「昭和五十五年度」に、「行ない」を「行い」に、「行なう」を「行う」に改め

る。

(首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第五条 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十一年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「行ない」を「行い」に、「行なう」を「行う」に、「こえる」を「超える」に、「昭和五十一年度」を「昭和五十五年度」に改め、同条第二項中「こえる」を超えるに、「昭和五十五年度」を「昭和六十一年度」に改める。

第四条中「昭和五十一年度」を「昭和五十五年度」に、「行ない」を「行い」に、「行なう」を「行う」に改め

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の地方交付税法第十二条第一項及び第二項、第十三条第五項、第十四条第三項、第十五条第一項及び第三項、第十六条第一項並びに別表の規定は、昭和五十一年度分の

地方交付税から適用する。

3 文付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「地方交付税法附則第八項若しくは第十一項」を「地方交付税法附則第六条第一項、第七条若しくは第八条第一項」に改める。

附則第三項中「昭和四十六年度から昭和六十一年度まで」を「昭和四十六年度から昭和六十一年度まで」に、「昭和五十一年度分及び昭和五十九年度分等の借入金限度額に一千九十九億八千万円を加算した額、昭和五十二年度から昭和五十九年度までの各年度分にあつては昭和四十八年度分等の借入金限度額に一兆千九十九億八千万円を加算した額を、昭和五十年度分にあつては昭和四十八年度分等の借入金限度額に一兆千九十九億八千万円を加算した額(以

下「昭和五十一年度分の借入金限度額」という。)、昭和五十一年度分にあつては昭和五十一年度分の借入金限度額に一兆二千四百四十一億円を加算した額(以下「昭和五十一年度分の借入金限度額」という。)、昭和五十二年度から昭和六十一年度までの各年度分にあつては昭和五十一年度分の借入金限度額に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	昭和四十八年度分等の借入金 限度額に係るもの	控除	そ の 他 の も の	額
昭和五十二年度	五百三十六億円	八百五十億円		
昭和五十三年度	四百七十億円	二千二十億円		
昭和五十四年度	五百四十九億六千万円	一千二百九十億円		
昭和五十五年度	一千五百九十一億円	三千二百九十億円		
昭和五十六年度	二千九百二十億円	三千七百二十億円		
昭和五十七年度	三千二百九十億円	三千七百二十億円		
昭和五十八年度	三千七百二十億円	三千九百二十億円		
昭和五十九年度	四千九十九億八千万円	二千九百二十億円		
昭和六十一年度				

附則第五項中「昭和五十一年度」を「昭和五十一年度」に改める。

附則第八項中「附則第八項第一号」を「附則第六条第一項第二号」に改め、「合算額を加算した額」としの下に「昭和五十一年度分にあつては同法附則第七条第二号に掲げる額を加算した額とし」と改める。

昭和四十九年度分の地方交付税の特例に関する法律(昭和四十九年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「附則第八項」を「附則第六条第一項」に改める。

昭和五十一年度における地方交付税及び地方債の特例に関する法律(昭和五十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「附則第八項」を「附則第六条第一項」に改める。

石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

附則第四項及び第五項を次のように改める。

(地方交付税法の一部改正)

地方交付税法の一部を次のように改正する。

附則中第十三条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

経費の種類	測定単位	単位費用
石油コンビナート等特別防災区域に係る緑地等の設置のための事業費の財源に充てるための発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	五〇〇〇〇
	円	銭

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定の基礎により同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。

測定単位の算定の基礎	表示単位
石油コンビナート等特別防災区域に係る緑地等の設置のための事業費の財源に充てるための発行を許可された地方債で石油コンビナート等災害防止法(昭和五十一年法律第八十四号)第三十六条第二項の規定により自治大臣が指定したものに係る当該年度における元利償還金	千円

5 前項の規定による改正後の地方交付税法附則第十三条の規定は、昭和五十一年度分の地方交付税から適用する。

一 議案の要旨及び目的

本案は、地方財政の状況にかんがみ、地方団体の財源の充実を図る等のため、地方交付税の単位費用を改定し、昭和五十一年度分の地方交付税の総額の特例を設けるとともに、同年度に限り、地方財政法第五条第一項ただし書の規定による場合のほか、適正な財政運営を行つて充てるための地方債を起し、あわせて、新産業都市の建設、首都圏の近郊整備地帯の整備等に係る財政上の特別措置を引き続き講ずることとする等であつて、その要旨は次のとおりである。

(一) 地方交付税法の一部改正
 (3) 市町村道、清掃施設等住民の生活に直結する公共施設の計画的な整備に要する経費の財源を措置すること。
 (4) 過密地域、過疎地域に係る財政需要の基準財政需要額への算入強化を図るとともに、公害対策、交通安全対策、消防救急対策、防災対策等に要する経費を充実すること。
 (5) 広域市町村圏内における基幹生活用道路の整備を引き続き推進するための措置を講ずること。
 (6) 法人関係税の減収補てんのため昭和五十一年度において特別に発行を許可された地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入するため、「地方税減収補てん債償還費」を設けること。
 (7) 費目の統合等基準財政需要額の算定方法の簡素合理化を図ること。
 (8) その他各種の制度の改正等により増加する経費及び投資的経費に係る地方債償替措置後の所要経費を基準財政需要額に算入する等のため、関係費目の単位費用を改定すること。
 (9) 特別交付税の算定期期及び交付時期を毎年度十二月中及び三月中の二回に分けて行うものとすること。

理由
 地方財政の状況にかんがみ、地方団体の財源の充実を図る等のため、地方交付税の単位費用を改定し、昭和五十一年度分の地方交付税の総額の特例を設けるとともに、同年度に限り、地方財政法第五条第一項ただし書の規定による場合のほか、適正な財政運営を行つて充てるための地方債を起し、あわせて、新産業都市の建設、首都圏の近郊整備地帯の整備等に係る財政上の特別措置を引き続き講ずることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(一) 地方交付税法の一部改正

(3) 市町村道、清掃施設等住民の生活に直

(1) 昭和五十一年度において法人関係税の減収補てんのための地方債が発行されたこ

1 地方交付税の総額の特例等

(1) 地方財政の状況にかんがみ、昭和五十一年度分の地方交付税の総額について

は、現行の法定額に次の措置を講ずるものとすること。
 ア 臨時地方特例交付金六百三十六億円を一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れること。

イ 一兆三千百四十一億円を交付税及び譲与税配付金特別会計において借り入れること。

ウ 〔(1)により交付税及び譲与税配付金特別会計において借り入れた借入金を償還することに伴い、昭和五十四年度から昭和六十一年度までの間に限り、地方交付税の総額は、当該各年度における法定額から当該各年度における償還所要相当額を減額した額とすること。〕

エ 〔(1)により交付税及び譲与税配付金特別会計において借り入れた借入金を償還することに伴い、昭和五十四年度から昭和六十一年度までの間に限り、地方交付税の総額は、当該各年度における法定額から当該各年度における償還所要相当額を減額した額とすること。〕

オ 〔(1)により交付税及び譲与税配付金特別会計において借り入れた借入金を償還することに伴い、昭和五十四年度から昭和六十一年度までの間に限り、地方交付税の総額は、当該各年度における法定額から当該各年度における償還所要相当額を減額した額とすること。〕

カ 〔(1)により交付税及び譲与税配付金特別会計において借り入れた借入金を償還することに伴い、昭和五十四年度から昭和六十一年度までの間に限り、地方交付税の総額は、当該各年度における法定額から当該各年度における償還所要相当額を減額した額とすること。〕

キ 〔(1)により交付税及び譲与税配付金特別会計において借り入れた借入金を償還することに伴い、昭和五十四年度から昭和六十一年度までの間に限り、地方交付税の総額は、当該各年度における法定額から当該各年度における償還所要相当額を減額した額とすること。〕

ク 〔(1)により交付税及び譲与税配付金特別会計において借り入れた借入金を償還することに伴い、昭和五十四年度から昭和六十一年度までの間に限り、地方交付税の総額は、当該各年度における法定額から当該各年度における償還所要相当額を減額した額とすること。〕

ケ 〔(1)により交付税及び譲与税配付金特別会計において借り入れた借入金を償還することに伴い、昭和五十四年度から昭和六十一年度までの間に限り、地方交付税の総額は、当該各年度における法定額から当該各年度における償還所要相当額を減額した額とすること。〕

コ 〔(1)により交付税及び譲与税配付金特別会計において借り入れた借入金を償還することに伴い、昭和五十四年度から昭和六十一年度までの間に限り、地方交付税の総額は、当該各年度における法定額から当該各年度における償還所要相当額を減額した額とすること。〕

サ 〔(1)により交付税及び譲与税配付金特別会計において借り入れた借入金を償還することに伴い、昭和五十四年度から昭和六十一年度までの間に限り、地方交付税の総額は、当該各年度における法定額から当該各年度における償還所要相当額を減額した額とすること。〕

タ 〔(1)により交付税及び譲与税配付金特別会計において借り入れた借入金を償還することに伴い、昭和五十四年度から昭和六十一年度までの間に限り、地方交付税の総額は、当該各年度における法定額から当該各年度における償還所要相当額を減額した額とすること。〕

ハ 〔(1)により交付税及び譲与税配付金特別会計において借り入れた借入金を償還することに伴い、昭和五十四年度から昭和六十一年度までの間に限り、地方交付税の総額は、当該各年度における法定額から当該各年度における償還所要相当額を減額した額とすること。〕

ナ 〔(1)により交付税及び譲与税配付金特別会計において借り入れた借入金を償還することに伴い、昭和五十四年度から昭和六十一年度までの間に限り、地方交付税の総額は、当該各年度における法定額から当該各年度における償還所要相当額を減額した額とすること。〕

ラ 〔(1)により交付税及び譲与税配付金特別会計において借り入れた借入金を償還することに伴い、昭和五十四年度から昭和六十一年度までの間に限り、地方交付税の総額は、当該各年度における法定額から当該各年度における償還所要相当額を減額した額とすること。〕

ミ 〔(1)により交付税及び譲与税配付金特別会計において借り入れた借入金を償還することに伴い、昭和五十四年度から昭和六十一年度までの間に限り、地方交付税の総額は、当該各年度における法定額から当該各年度における償還所要相当額を減額した額とすること。〕

結する公共施設の計画的な整備に要する経費の財源を措置すること。

(4) 過密地域、過疎地域に係る財政需要の基準財政需要額への算入強化を図るとともに、公害対策、交通安全対策、消防救急対策、防災対策等に要する経費を充実すること。

(四)

とに伴い、昭和五十一年度に限り、当該税目に係る基準税額の算定方法の特例を設けること。

(2) その他所要の規定の整備を行うこと。

(二) 地方財政法の一部改正

1 公営競技を行う地方団体の公営企業金融公庫に対する納付金の納付期間を昭和六十一年度まで延長するものとすること。

2 昭和五十一年度に限り、第五条の規定により起こす地方債のほか、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、一定の方法により算定した額の範囲内で、地方債を起こすことができるものとすること。

(三) 公営企業金融公庫法の一部改正

1 公営企業健全化基金の運用収益が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足する場合においては、当該年度に納付された納付金の額を限度としてこれをとりくずし、当該

不足額をうめることができるものとする」と。

2 公営企業金融公庫の余裕金の運用範囲を拡大し、新たに地方債、金融債等を加えるものとすること。

(四) 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正

1 関係都道府県に対して国が行う利子補給

の対象となる地方債を昭和五十五年度までに発行を許可された地方債とし、利子補給を行いう期間を昭和六十一年度までとすること。

2 関係市町村に対する国の負担割合の特例の適用の対象となる事業を昭和五十五年度までの事業とすること。

(五)

首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正

1 関係都府県に対して国が行う利子補給の特例等を内容とする修正案が、それぞれ提出されたが、否決された。

この両修正案については、国会法第五十七条の規定に基づき内閣を代表して福田自治大臣から「両修正案については、政府としては反対である。」旨の意見が述べられた。

2 本案施行に要する経費

昭和五十一年度特別会計予算の交付税及び認用税配付金特別会計に地方交付税交付金として五兆一千八百七十四億四十九万一千円を計上している。

右報告する。

昭和五十一年五月十一日

衆議院議長 前尾繁三郎殿
地方行政委員長 小山 省二

〔別紙〕

地方交付税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

かんがみ、地方団体の財源の充実を図る等のため、地方交付税の単位費用を改定するとともに、昭和五十一年度分の地方交付税の総額の特例等を講じようとする本案は妥当と認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議をすべきものと議決した。

提案により、井岡大治君外一名から、地方交付税率の引上げ、第二交付税の創設等を内容とする修正案が、日本共産党・革新共同提案により、林百郎君外二名から、地方交付税率の引上げ、交付税特別会計の借入等による地方交付税の総額の特例等を内容とする修正案が、それぞれ

提出されたが、否決された。

この両修正案について、政府としては反対である。」旨の意見が述べられた。

2 本案施行に要する経費

昭和五十一年度特別会計予算の交付税及び認用税配付金特別会計に地方交付税交付金として五兆一千八百七十四億四十九万一千円を計上している。

右報告する。

昭和五十一年五月十一日

衆議院議長 前尾繁三郎殿
地方行政委員長 小山 省二

〔別紙〕

地方交付税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

かんがみ、地方財政をめぐる現下の厳しい諸条件

六 地方交付税の基準財政需要額の算定に当たっては、地方団体の財政需要を勘案して単位費用等の改善充実に努めること。

七 地方債については、政府資金の拡充を図るほか、縁故債の消化の円滑化、償還期限の延長、起債手手続きの簡素化等改善措置を講ずるとともに、地方公営企業金融公庫を地方団体金融公庫(仮称)に改組し、地方債資金の充実を図る等の方途を講ずること。

八 住民生活に不可欠な地方公営企業の経営の現状にかんがみ、引き続き国庫補助制度の拡充強化を図るとともに、総合的な経営健全化対策を

的改革について早急に検討し、昭和五十二年度を日途としてその実現を図ること。

二 昭和五十一年度における交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金及び地方債への振替分の償還が、将来、地方財政を圧迫することのない

よう適切な措置を講ずること。

三 国庫補助負担制度の超過負担については、引き続きその完全解消措置を講ずるとともに、あわせて対象差、数量差についても、その改善合意化を図ること。

四 上・下水道、清掃施設、教育施設、社会福祉施設等生活関連公共施設の計画的整備を図ること。

五 人口急増対策、過疎対策、公害対策等住民生活の安定と住民福祉の充実のための施策に対する財政措置の充実強化を図ること。

六 地方交付税の基準財政需要額の算定に当たっては、地方団体の財政需要を勘案して単位費用等の改善充実に努めること。

七 地方債については、政府資金の拡充を図るほか、縁故債の消化の円滑化、償還期限の延長、起債手手続きの簡素化等改善措置を講ずるとともに、地方公営企業金融公庫を地方団体金融公庫(仮称)に改組し、地方債資金の充実を図る等の方途を講ずること。

八 住民生活に不可欠な地方公営企業の経営の現状にかんがみ、引き続き国庫補助制度の拡充強化を図るとともに、総合的な経営健全化対策を

講ずること。
九 公営ギャンブル収入の均てん化については引き続き強化を図ること。
右決議する。

地方財政法等の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和五十一年三月三十一日

内閣総理大臣 三木 武夫

地方財政法等の一部を改正する法律案

(地方財政法の一部改正)

第一条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「水産業協同組合」を「水産業協同組合」に改め、同条第十四条の二を削り、同条第十六号を次のように改める。

十六 削除

第十一条第十八号を次のように改める。

(農業協同組合法の一部改正)

第二条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

十八 削除

第九十七条の二 国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、都道府県知事が行う第九十四条の規定による検査に要する経費の一部を補助する。

(農業災害補償法の一部改正)

第三条 農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第五章の二中第百四十二条の七の次に次の二条を加える。

第一百四十二条の八 国庫は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、都道府県知事が行う第一百四十二条の二から第百四十二条の四までの規定による検査に要する経費の一部を

補助する。

(水産業協同組合法の一部改正)

第四条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第一百二十六条の次に次の二条を加える。

(国の補助)

第一百二十六条の二 国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、都道府県知事が行う第一百二十三条の規定による検査に要する経費の一部を補助する。

(土地改良法の一部改正)

第五条 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五条)の一部を次のように改正する。

第一百二十六条の前の見出しを「(国の補助)」に改め、同条第一項中「農用地の改良、開発、保全又は集団化を行う者に対する補助金を交付することができる」を「都道府県に対し、政令で定めるところにより、土地改良事業につき、都道府県が自ら行う場合にあつてはその要する費用の一部を、市町村その他政令で定める者が行う場合にあつてはその者に対し都道府県が補助する費用の一部を補助する」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第一百二十七条から第一百三十条まで 削除

第一百二十七条から第一百三十条までを次のように改める。

第一百二十七条 第一百三十九条第三号中「第一百二十七条第一項」を削り、同条第四号中「第一百二十七条第一項又は」を削る。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第八条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「毎年度予算の範囲内において、左に」を「政令で定めるところにより、次に」に改める。

(森林法の一部改正)

第九条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第一百八十四条の二の次に次の二条を加える。

(森林病害虫等防除法の一部改正)

第六条 森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第九条中「予算の定める範囲内において」を「政令で定めるところにより」と、「補助することができる」を「補助する」に改める。

(植物防疫法の一部改正)

第七条 植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第七項を次のように改める。

7 国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、病害虫防除所の職員に要する経費の二分の一を補助する。

第三十四条及び第三十五条を次のように改める。

(監督及び補助)

第三十四条 農林大臣は、防除のため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前条第一項の病害虫防除員に關し、必要な事項を命じ、又は必要な報告を求めることができるもの。

(国の補助)

第七条 国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、は場審査及び生産物審査、第六条の二の主要農作物の原種及び原原種の生産並びに前条の試験に必要な経費の一部を補助する。

(監督及び補助)

第七条 国は、都道府県に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、主要農作物の種子の生産に必要な経費につき都道府県が指定種子生産者に補助する経費の全部又は一部を補助することができる。

(補助金等の臨時特例等に関する法律の一部改正)

第十八条の見出しを「(公営住宅法に基づく指導監督費の交付の特例)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「公営住宅法」の下に「(昭和二十六年法律第百九十三号)」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

(附則)

この法律は、公布の日から施行する。

内」を「二分の一」に改める。

主要農作物種子法の一部改正

第十条 主要農作物種子法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

(国の補助)

第七条 国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、は場審査及び生産物審査、第六条の二の主要農作物の原種及び原原種の生産並びに前条の試験に必要な経費の一部を補助する。

(主要農作物種子法の一部改正)

第七条 主要農作物種子法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

地方財政法等の一部を改正する法律案(内)
開提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、地方公共団体又はその機関が法令に基づいて実施すべき事務に要する経費のうち国がその全部又は一部を負担すべきものの範囲につき整理を行い、あわせて、関係法律における國庫負担に関する規定の整備等を行おうとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

(一) 地方財政法の一部改正

耕土培養に要する経費、家畜保健衛生所に要する経費及び蘭検定所に要する経費を国がその全部又は一部を負担する経費の範囲から除くこと。

(二) 農業協同組合法の一部改正

国は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行う農業協同組合等の検査に要する経費の一部を補助するものとすること。

(三) 農業災害補償法の一部改正

国は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行う農業共済組合等の検査に要する経費の一部を補助するものとすること。

(四) 水産業協同組合法の一部改正

国は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行う水産業協同組合等の検査に要する経費の一部を補助するものとすること。

(五) 土地改良法の一部改正

1 土地改良事業に係る補助に関する規定の整備を行うこと。

2 その他所要の規定の整備を行うこと。

(六) 植物防除法の一部改正

森林病害虫等の駆除に要する費用に係る補助に関する規定を整備すること。

(七) 病害虫防除法の一部改正

森林病害虫等の駆除に要する費用に係る補助に関する規定を整備すること。

(八) 農業委員会等に関する法律の一部改正

農業委員会の委員及び職員に要する経費等に係る負担に関する規定を整備すること。

(九) 森林法の一部改正

1 国は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行う森林組合等の検査に要する経費の一部を補助するものとすること。

2 林業専門技術員及び林業改良指導員の設置のため必要な費用に係る補助に関する規定を整備すること。

3 地域森林計画の作成及び実施に要する費用等に係る補助に関する規定を整備すること。

(十) 主要農作物種子法の一部改正

ほ場審査及び生産物審査、主要農作物の原種及び原生種の生産等に必要な経費に係る補助に関する規定を整備すること。

(十一) 農業補助金等の臨時特例等に関する法律の一部改正

公営住宅法に規定する第一種公営住宅の工事費についての国の補助率の特例を廃止すること。

二 議案の可決理由

団体委任事務等に要する経費のうち、国がその全部又は一部を負担すべき経費の範囲につき整理を行い、あわせて関係法律における國庫負担に関する規定の整備を行う本案は妥当と認められることに決した。

また、本案に対し、日本共産党・革新共同提案により、三谷秀治君外二名から、耕土培養に要する経費、蘭検定所に要する経費等を現行法の規定のとおり国が負担すべき経費とする修正案が提出されたが、否決された。

この修正案については、国会法第五十七条の規定に基づき内閣を代表して福田自治大臣から「本修正案については、政府としては反対で

ある。」旨の意見が述べられた。
右報告する。

昭和五十一年五月十一日

衆議院議長 前尾繁三郎殿 地方行政委員長 小山 省一

〔別紙〕

地方財政法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、国と地方との財政秩序の確立を図るために、左の諸点について善処すべきである。

一 地方団体の財政の自主性を尊重し、国と地方の適切な財政関係を確立すること。

二 国と地方団体相互の利害に關係がある事務の円滑な運営を期するため、補助金等の改廃に当たっては、既存の行政に支障を來すことのないよう配慮すること。

三 農林行政に関し、地方保全その他国が進んで経費を負担する必要があると認められる事務については、速やかに法律上の規定を整備すること。

右決議する。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十一年二月十八日

内閣総理大臣 三木 武夫

刑事訴訟法の一部を改正する法律

刑法訴訟法(昭和二十三年法律第二百三十二号)の一部を次のように改正する。

目次第一編中「第十五章 訴訟費用」を「第十五章 訴訟費用の補償」に改める。

第百八十二条第三項中「取下」を「取下げ」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、被告人の責めに帰すべき事由によつて生じた費用については、この限りでない。
第一編中第十五章の次に次の「一章」を加える。

第十六章 費用の補償

第一百八十八条の二 無罪の判決が確定したときは、国は、当該事件の被告人であつた者に対して、その裁判に要した費用の補償をする。ただし、被告人であつた者の責めに帰すべき事由によつて生じた費用については、補償をしないことができる。

被告人であつた者が、捜査又は審判を誤らせると目的で、虚偽の自白をし、又は他の有罪の証拠を作ることにより、公訴の提起を受けるに至つたものと認められるときは、前項の補償の全部又は一部をしないことができる。

第一百八十八条の五第一項の規定による補償の請求がされている場合には、第一百八十八条の規定により補償される費用については、第一項の補償をしない。

前項の請求は、無罪の判決が確定した後六箇月以内にこれをしなければならない。

あつた者の請求により、無罪の判決をした裁判所が、決定をもつてこれを行う。

前項の請求は、無罪の判決が確定した後六箇月以内にこれをしなければならない。

補償に関する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

当該上訴に係る原裁判が確定したときは、これによつて無罪の判決が確定した場合を除き、国は、当該事件の被告人又は被告人であつた者に対する上訴によりその審級において生じた費用の補償をする。ただし、被告人又は被告人であつた者の責めに帰すべき事由によつて生じた費用については、補償をしないことができる。

第一百八十八条の五 前条の補償は、被告人又は被告人であつた者の請求により、当該上訴裁判所であつた最高裁判所又は高等裁判所が、決定を

刑訴法の一部を改正する法律案及び同報告書 国會議員互助年金法の一部を改正する法律案 旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費 五三六

もつてこれを行う。

前項の請求は、当該上訴に係る原裁判が確定した後二箇月以内にこれをしなければならない。

補償に関する決定で高等裁判所がしたものに對しては、第四百二十九条第二項の異議の申立てをすることができる。この場合には、即時抗告に関する規定をも準用する。

第一百八十八条の六 第百八十八条の二第一項又は第一百八十八条の四の規定により補償される費用の範囲は、被告人若しくは被告人であつた者はそれらの者の弁護人であつた者が公判準備及び公判期日に出頭するに要した旅費、日当及び宿泊料並びに弁護人であつた者に対する報酬に限るものとし、その額に関しては、刑事訴訟費用に関する法律の規定中、被告人又は被告人であつた者については証人、弁護人であつた者については弁護人に関する規定を準用する。

裁判所は、公判準備又は公判期日に出頭した弁護人が二人以上あつたときは、事件の性質、審理の状況その他事情を考慮して、前項の弁護人であつた者の旅費、日当及び宿泊料を主任弁護人その他一部の弁護人に係るものに限ることができる。

第一百八十八条の七 補償の請求その他補償に関する手続、補償と他の法律による損害賠償との關係、補償を受ける権利の譲渡又は差押え及び被告人又は被告人であつた者の相続人に対する補償については、この法律に特別の定めがある場合のほか、刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）第一条に規定する補償の例による。

第三百六十八条から第三百七十二条までを次のように改める。

1 この法律は、公布の日から起算して九十日を経た後二箇月以内にこれをしなければならない。

2 この法律は、公布の日から第三百七十二条まで削除する。

附 則

1 この法律は、衆議院会議録第十七号に記載する。

刑訴法の一部を改正する法律案及び同報告書 国會議員互助年金法の一部を改正する法律案 旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費 五三六

この法律の施行前に生じた訴訟費用については、この法律による改正後の刑訴法第百八十一条第三項ただし書の規定は、適用しない。

この法律による改正後の刑訴法第百八十八条の二の規定は、この法律の施行後に無罪の判決が確定した事件につきこの法律の施行前に生じた費用についても適用する。

検察官のみが上訴をした場合において、その上訴がこの法律の施行前に棄却され又は取り下げられたときは、上訴によりその審級において生じた費用の補償については、なお從前の例による。

5 この法律による改正前の刑訴法第三百七十一条第一項の規定による補償の請求及び前項の規定により從前の例によることとされる補償の請求がされている場合には、改正前の同法第三百六十八条の規定及び同条の規定の例により補償される費用については、改正後の同法第百八十八条の二第一項の補償をしない。

理 由

無罪の判決を受けた者に対する補償の充実を図るため、被告人がその裁判に要した費用の補償をする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

衆議院議長 前尾繁三郎殿

昭和五十一年五月十一日

法務委員長 大竹 太郎

右の議案を提出する。

昭和五十一年五月十一日

提 出 者

議院運営委員長 田澤 吉郎

國會議員互助年金法の一部を改正する法律案

号の一部を次のように改訂する。

第二十三条第一項中「百分の八・四」を「百分の九」に改める。

第二十七条中「第七十七條」の下に「第七十八

条ノ二」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、昭和五十一年六月一日から施行

た旅費、日当及び宿泊料並びに弁護人であつた者に対する報酬とする。

第四項の規定は、同年七月一日から施行する。

（昭和四八年三月三十一日以前に退職した国會議員等に給する互助年金の年額の特例）

補償は、被告人であつた者の請求により、その無罪の判決をした裁判所が決定で行い、その請求期間は、無罪の判決確定後六箇月とする。

上訴費用及び上訴に関する訴訟費用は、上訴がこの法律の施行前に棄却され又は取り下げられたときは、上訴によりその審級において生じた費用についても適用する。

上訴費用の補償及び上訴に関する訴訟費用の負担等についての規定を整備する。

二 議案の可決理由

本案は、無罪の判決を受けた被告人が、その裁判に要した費用を補償しようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、原案に対し、日本共産党・革新共同議山博君から補償の範囲を拡大する等を内容とする修正案が提出されたが、否決された。

右報告する。

昭和五十一年五月十一日

法務委員長 大竹 太郎

右の議案を提出する。

昭和五十一年五月十一日

提 出 者

議院運営委員長 田澤 吉郎

國會議員互助年金法の一部を改正する法律案

号の一部を次のように改訂する。

第二十三条第一項中「百分の八・四」を「百分の九」に改める。

第二十七条中「第七十七條」の下に「第七十八

条ノ二」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、昭和五十一年六月一日から施行

互 助 年 金 に 係 る 納 付 金 の 額 を 改 定 す る と ど も に、昭和四十八年三月三十一日以前に退職した国會議員等に給する互助年金の年額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

2 補償すべき費用の範囲は、被告人又は弁護

費用を補償しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 無罪の判決が確定したときは、国は、当該事件の被告人であつた者に対し、その裁判に要した費用を補償するものとする。

2 補償すべき費用の範囲は、被告人又は弁護

費用を補償するものとする。

人であつた者が公判期日等に出頭するに要し

る。

（施行期日）

1 この法律は、昭和五十一年六月一日から施行

提 出 者

議院運営委員長 田澤 吉郎

國會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律案

号の一部を次のように改訂する。

昭和五十一年五月十一日

提 出 者

議院運営委員長 田澤 吉郎

國會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律案

号の一部を次のように改訂する。

昭和五十一年五月十一日

提 出 者

議院運営委員長 田澤 吉郎

昭和五十一年五月十一日

衆議院会議録第十七号(二)

五三八

明治二十五年五月三十日
第三種郵便物認可

定価一部一一〇円

発行所

大藏省印刷局
東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
電話 東京五八二一四四一一(大代)